

朝鮮民主主義人民共和国における立法の動向（その1）

ERINA 調査研究部研究主任 三村光弘

はじめに

これまで、ERINA REPORTでは、1999年～2000年にかけて改正された朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）の対外経済関係法に関して、投資制度の翻訳やその内容の分析、投資制度についての解説を行ってきた¹。また、1999～2003年の間に改正された、対外経済関係に関する外貨管理法、外貨管理法施行規定、税関法、保険法、外国人投資企業及び外国人税金法とその施行規定、環境保護法、民事訴訟法、羅先経済貿易地帯法、合併法について、その内容の分析を行ってきた²。

北朝鮮では、1990年代後半から国営企業の生産管理方法や財務、労働の評価方法などに対する改革措置がとられ、経済の効率性向上が図られてきた³。このような経済改革措置は、北朝鮮社会を大きく変化させたと考えられる。このような社会の変化に対応して、北朝鮮の法もその姿を変えてきた。これまではほとんど公開されなかった国内経済や一般行政に関する法律や行政法規が2004年には『朝鮮民主主義人民共和国法典（大衆版）』（法律出版社、2004）という形で対外向けに公表された。この法典を見ると、国家の重要な政策に関して、積極的に法律を制定・改正するようになったことがわかる⁴。この法規集には、これまで公表されていた法律を含めて112の法律が収録されている。その後、『朝鮮民主主義人民共和国法規集（外国投資部門）』（法律出版社、2005）、『朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区法規集』（法律出版社、2005）、『朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区法規集』（法律出版社、2005）が相次いで出版され、外国投資部門や南北経済交流部門での立法動向が行政法規も含めて判明した。続いて2006年には、『朝鮮民主主義人民共和国法典（大衆用）充補版2004.7 - 2005.12』（法律出版社、2006）が出版され、既存の法律の改正動向の他、新に15の法律が制定されたことが明らかになった。

資料編に掲載されている表1は北朝鮮の現行法律の一覧

である。このうち1～112は2004年版の法律集に掲載されていたものである。113以下は2006年版の充補版にはじめて掲載されたものである。また、2006年の充補版には、32の法律の改正が掲載されている。

これまで明らかになった新規立法と改正の動向を見ると、北朝鮮が対外経済、国内経済双方における立法を進めるほか、日本の行政法にあたるような法律を急速に充実させていることがわかる。このような法律の内容を見ていくと、現在の北朝鮮で起こっている社会の変化や現実に必要なとされている規制の内容、北朝鮮が今後育成しようと考えている産業分野などについてのある程度の示唆を得ることができるように思う。

そこで今回は、2006年の充補版で新たに制定されたことがわかった法律のうち、北南経済協力法と国家予算収入手法、タバコ統制法、干潟地法、火薬類取扱法、公務員資格判定法の8つの法律についてその内容を解説、分析していきたい。これらの法律は、北南経済協力法が南北経済協力に係る法律である他は、行政法的な様相が強い法律である。

1 北南経済協力法

朝鮮民主主義人民共和国北南経済協力法は、2005年7月6日、最高人民会議常任委員会政令第1182号として採択された。この法律は「南側との経済協力において、制度と秩序を厳格に立てて、民族経済を発展させる」（第1条）ことを目的とした南北経済協力（北朝鮮では北南経済協力と呼ぶ）の基本法である。この法律によれば、南北経済協力とは「北と南の間で行われる建設、観光、企業経営、賃加工、技術交流及び銀行、保健、通信、輸送、サービス業務、物資交流等」が含まれる（第2条）。適用対象は北朝鮮国内で南北経済交流を行う機関、企業所、団体と、南側の法人、個人（第3条）である。南北経済協力の原則は「全民族の利益を先行させ、民族経済の均衡的発展を保障し、相互尊重、信頼及び有無相通の原則の下で行う」（第4条）

¹ 拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状（1）～（7・完）」『ERINA REPORT』vol. 48～54を参照されたい。

² 拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の改正（1）～（3）」『ERINA REPORT』vol. 58、61、63を参照されたい。

³ 北朝鮮における経済改革の詳細については、中川雅彦「経済現状と経済改革」中川雅彦編『金正日の経済改革』（アジア経済研究所、2005）9～11ページを、経済改革の効果については朴在勲「工業部門と国家予算に見る経済再建の動き」中川雅彦編『金正日の経済改革』（アジア経済研究所、2005）40～41ページを参照されたい。なお、電子版をアジア経済研究所ホームページからダウンロードすることができる（http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Report/2004_03_06.html）。

⁴ その一部は、在日本朝鮮人入権協会・朝鮮大学校朝鮮法研究会編・訳『朝鮮民主主義人民共和国主要法令集』（日本加除出版、2006）に日本語に翻訳して収録されている。

とされており、私企業や個人の利益よりも、民族全体の利益を優先する規定となっている⁵。禁止される対象は「社会の安全及び民族経済の健全な発展、住民達の健康及び環境保護並びに民族の美風良俗を阻害する恐れのある対象」（第8条）となっている。

南北経済協力という一般に、貿易や南側の企業が北側で行う投資が頭に浮かぶが、この法律では対象地域を北側に限定せず、南側や第3国で行うことも規定されている（第9条）南北経済協力に対する投資は現金だけでなく、現物財産や知的財産等も利用できる規定がなされており、投資財産は、北南投資保護合意書にしたがって保護される（第16条）。南北経済協力を行うに際しての労働力は、北側で行う場合、北側の労働者を雇用することが原則である（第17条）。南北間の物資の搬出入に関しては、関税を賦課しないことが原則である（第19条）。

この法律に違反したときの罰則については、今回紹介する他の法律と同じく、「本法に違反した場合には、情状によって事業中止、罰金付加等の行政的責任を負わせる」「情状が嚴重な場合、刑事責任を負わせることもできる」と規定するのみで、具体的な罰についての規定がない⁶。紛争解決については、「協議の方法」が原則で、それでも解決できない場合には、南北間で合意した商事紛争解決手続で解決することが規定されている（第27条）。

2 国家予算収入法

朝鮮民主主義人民共和国国家予算収入法は、2005年7月6日 最高人民会議常任委員会政令第1183号として採択された。全5章、72条の国営企業と協同農場が国家に収める資金の内容とその手続について規定した法律である。

第1章の「国家予算収入法の基本」では、国家予算収入の種類として「国家企業利得金、協同団体利得金、減価償却金、土地使用料、社会保険料、財産販売及び価格偏差収入金、その他の収入金」（第2条）が定義されている。また国家予算収入は「中央予算収入と地方予算収入に区分」され、中央予算収入には、「中央予算所属機関、企業所、団体の納付金」が、地方予算収入には「地方予算所属機関、企業所、団体の納付金」が属するとする（第3条）。また、「機関、企業所、団体及び公民に国家予算納付以外の負担を負わせることはできない」として、国家がこの法律に規定する国家予算収入以外には負担を負わせないことを確認

している（第6条）。

第2章の「国家予算納付資料の登録」では、国家予算納付に関する各種登録手続や、納付に関する資料の提出などについての手続が規定されている。納付について国家に登録しなければならない項目は「生産、経営活動をする機関、企業所、団体は、販売収入計画、原価計画、所得計画、国家予算納付計画、銀行口座番号等」（第11条）である。

第3章の「国家予算の納付」では、国家に納付しなければならない資金を「国家企業利得金及び協同団体利得金」（第1節）「減価償却金」（第2節）「土地使用料」（第3節）「社会保険料」（第4節）「財産販売及び価格偏差収入金」（第5節）「その他収入金」（第6節）に分けて規定している。

国家企業利得金及び協同団体利得金の計算は、「総販売収入金から、原料及び資材費、燃料費、動力費、減価償却費、料金及び輸送費、一般費等を控除して確定した所得に、定められた比率を適用して」（第21条）計算すると規定している。収入金の計算方法は「生産物販売収入金は販売した価格で、建設組立作業額及び大補修作業額は設計予算価格で、付加金は購入価格と販売価格間の差額で、サービス料はサービスを提供して受け取った料金」で計算すると定められている（第22条）。また、「市（区域）、郡予算に所属していない機関、企業所、団体は、地方維持金を定められた期間内に、所在地の財政機関に納付しなければならない」（第26条）として、国家や道に属する企業に対して、立地する地方政府への地方維持金の支払いを義務づけている。また、国家の投資を受けずに生産・経営活動を行う企業の場合には、「国家予算納付金を一定期間減額することができる」（第27条）という規定もある。

減価償却金の納付については「国家投資によって用意された生産的固定財産に対して行う」（第29条）と規定しており、国家投資による固定資産に対する減価償却金は企業内で留保するのではなく、国家に集中することが制度化されたことが確認された。

減価償却金の計算方法は「形態別固定財産の取得原価に定められた比率を適用して行う」ことを基本とし、「必要に応じて定額による計算方法を適用」することができるとしている（第31条）。

土地使用料は、「機関、企業所、団体において、土地を利用して生産した生産物販売収入金の一部を国家予算に動

⁵ そのため、今後、韓国企業が本格的に進出した場合、利益を優先する姿勢を見せると、「民族全体の利益に貢献していない」という意味で、北側から非難を受ける可能性がある。

⁶ 刑法では罪刑法定主義を採用しているため、それとの関連がどのようになっているのかが不明である。

員する資金」と定義され、「穀物、野菜、青刈り飼料、果樹、桑の木、油脂樹木、工芸及び油脂作物、薬草、薄荷、真竹、葦等を植えて利用する土地」に対して適用されると規定されている（第34条）。土地使用料を適用する土地には2つのカテゴリーがあり「1部類には協同農場、農牧場の土地、炭鉱に所属する後方経理用土地及び市（区域）、郡が原料基地として利用する土地が、2部類には機関、企業所、団体の副業土地、実習土地、原料基地及び外貨稼ぎ基地として利用される土地」（第36条）と規定されている。

社会保険料は「勤労者の健康を保護し、労働能力喪失者及び年老保障者を物質的に帮助するために国家予算に動員する資金」と定義され、「当該協同団体の協同資金と従業員の労働報酬資金」が財源であると規定している（第39条）。社会保険料の計算方法は、国营企業の従業員に対しては、「月労働報酬額に対して定められた比率を適用」し、協同団体の組合員に対しても「月労働報酬額に対して定められた比率を適用」と規定している（第41条）。料率は、国营企業の従業員が月労働報酬額の1%、協同団体と外国投資企業の社会保険料納付比率は月労働報酬額の7%と規定されている（第42条）。国营企業と外国投資企業は当該資金を国家に納入し、協同農場は社会保険料を納付せずに、自体の社会保険基金として積立てる（第43条）制度になっている。協同団体の社会保険制度は、国营企業とは異なり、国家の補助を受けない制度になっていることがここから推測される。

財産販売及び価格偏差収入金は、「国家所有の財産を販売して得られた収入金、自体の生産、経営活動に関係なく得られた価格偏差収入金及び対外経済関係から得られた収入金を、国家予算に動員する資金」と定義され、具体的には「国家財産販売収入金、価格偏差収入金、貿易偏差利得金、借款及び延べ払い収入金等が属する」（第44条）とされている。国家財産販売収入金とは「包装容器、設備、備品等の国家所有の財産を販売」で得られた資金とされている。ただし国营企業が自前の資金で用意したものを販売した場合には、国家に納付せず企業内のファンドとして積み立てることができるとしている（第45条）。価格偏差収入金とは「国家または地域的な価格変動措置によって価格偏差収入金が発生」するものと定義されている。国家統制価格を前提とした収入項目である。そのため、損失が発生した場合には、国家がそれを補填することもできるように

なっている（第46条）。貿易偏差利得金とは、輸出入を行って、輸出入商品相互間の偏差損益を相殺して利益が出た場合の利益である（第47条）。この場合、利益が出れば国家納付を行う必要があるが、損失が出た場合には、国家はそれを補填しない。借款または延べ払いによる物資は、価格制定機関が定めた価格で販売し、付加金を除いた販売収入金を国家に納付しなければならない。借款として外貨を受け取った場合には、国家外貨管理機関が定めた対外決済銀行に口座に入金し、為替相場に相当する朝鮮ウォンを受け取り、7日以内に国家予算に納付しなければならないと、国营企業独自での資金留保を認めない規定になっている（第48条）。特に、対外経済関係において、外貨収入があったとしてもそれをすべて国家に集中させなければならない現状では、外貨収入を増やすインセンティブが働きにくい構造であるといえる。また、「合営、合作企業の共和国当事者は、利益配当金の一部を国家予算に納付しなければならない」とし、その比率は「為替相場に相当する朝鮮ウォンの25%」「商品販売収入金の25%」である（第49条）。

その他収入金は、「生産、経営活動と関係なく生じた収入金及び統制的機能の遂行過程から生じた収入金、その他の収入金」と定義されている。その他の収入金とは「無償労働員収入、国家手数料、関税、罰金及び没収品収入、時効期間が過ぎた債務収入、財産保険料、外国投資企業及び外国人税金等」などが含まれる（第50条）。無償労働員収入金とは、「国家予算から生活費を支給されている労力の支援を受けた場合、彼らが稼いだ労働報酬分」を国家に納付する制度である（第51条）。国营企業の従業員や公務員などの支援労働は、もはや無料ではない、ということの意味する。また、「公民は、市場等にて合法的な経営活動によって得た収入金の一部を、当該機関、企業所、団体に納付しなければならない」（第57条）という規定があり、これまで地域市場で場所代として徴収されるとして知られてきた「市場使用料」等の資金を徴収する根拠となるものと思われる。

第4章「国家予算納付文書の管理」では、国家予算納付に関する文書の提出、資料の保管についての主に手続規定が置かれている。第5章「国家予算収入事業に対する指導・統制」では、管理に関する原則や手続、延滞料（1日あたり未納額の1%）、罰金の適用等が定められている。また、「この法に反して、国家予算収入事業に深刻な結果を起こ

⁷ 朝鮮民主主義人民共和国国政法第30条では「自体の収入で経営活動を保障する期間、企業所、団体は、独立採算制で管理運営する。

国家予算から一定程度の経費予算資金を受けながら、自体の収入で生活費を出すことができる程度の収入が得られる機関、企業所、団体は、半独立採算性で管理運営する。

国家予算から経費予算資金を受けて運営する機関、企業所、団体は、予算制で管理運営する。」と規定している。

した、機関、企業所、団体の責任幹部及び個別的公民は、行政または刑事的責任を負う」との規定が置かれているが（第72条）、具体的な行政罰・刑事罰の内容については罰則規定等が置かれていない。

この法律を見ると第27条に国家による投資を受けずに生産・経営活動を行った場合の国家予算納付金の減額措置が定められている。これは、国家予算納付金が、本来的には国有の生産手段や国家投資による生産設備、国家による賃金支払いによる労働力による生産による利潤に対する見返りであるためである⁷。しかし、国家による投資を受けない企業も国家予算納付金を支払わなければならないことが基本であることから、この法律は、中国の法人所得税を規定する「中華人民共和国企業所得税暫定条例」と税金に関連する「中華人民共和国税収徴収管理法」をあわせたような性格をもっているといえる。ただし、北朝鮮では憲法上、税金が存在しないため、税金という名称にはなっていない。

3 煙草統制法

朝鮮民主主義人民共和国煙草統制法は、2005年7月20日、最高人民会議常任委員会政令第1200号として採択された。「葉煙草の生産及び収買⁸、巻き煙草の生産及び供給、煙草の輸出入、喫煙における制度及び秩序を厳格に立てて、この部門に対する指導・統制を強化することに貢献（第1条）する法律である。この法律では、煙草の生産と国家による買取について詳細に規定されている。また、禁煙を推奨する方針が打ち出されており、学生の禁煙を定め（第33条）煙草の害毒性の宣伝を行う規定（第36条）が設けられている。「この法に反して、葉煙草の生産及び収売、巻き煙草の生産及び供給、煙草の輸出入、喫煙において嚴重な結果を起こした機関、企業所、団体の責任ある幹部及び個別的公民には、情状により行政的又は刑事的責任を負わせる」（第43条）と規定されているが、具体的な行政罰・刑事罰の内容については罰則規定等が置かれていない。

4 干潟地法

朝鮮民主主義人民共和国干潟地法は、2005年7月20日、最高人民会議常任委員会政令第1199号として採択された、全5章47条の「干潟地の調査、開墾及び構造物管理において、制度と秩序を厳格に立てて、国土を広げ、干潟地を効果的に利用することに貢献」することを目的とした法律である。

第1章「干潟地法の基本」では、干潟地を「満潮時に海

に沈み、引潮時に姿を現す海辺の土地」（第2条）と定義し、国家の所有（第3条）と規定している。また、干潟地の開墾（干拓）については、「国の万年大計のための大自然改造事業」と定義し、国土建設総計画に基づく計画的な開発・利用を求めている（第4条）。

第2章「干潟地の調査」では、干潟地の利用や干拓について、科学的な調査に基づいて行うことを規定している（第10条）。そして、調査の区分や方法、資料の共有などについての規定を置いている。

第3章「干潟地の開墾」では、干拓を計画に基づいて行うことを求め（第15条）、基本的な要求事項を定めている。そして、計画や設計の方法やそれに参加する機関、建設の方法や区分、それを行う機関、完成した干拓地の管理の方法などについての詳細な規定を置いている。

第4章「干潟地構造物の管理」では、防潮堤等の構造物の管理や竣工検査、保守管理、補修についての規定を置いている。第5章「干潟地事業に対する指導統制」では、干潟地事業に対する指導機関、労働力や設備、資材、資金の確保、監督・統制などが規定されている。「この法に違反して、干潟地事業に嚴重な結果を起こした機関、企業所、団体の責任ある幹部と個別的公民には、情状により行政的又は刑事的責任を負わせる」（第47条）との規定が置かれているが、具体的な行政罰・刑事罰の内容については罰則規定等が置かれていない。

干潟地の開墾、すなわち干拓は、食糧問題の解決が国家的な課題となっている北朝鮮では重要なプロジェクトである。その手続と方法を定めているこの法を見ると、干拓に携わるさまざまな機関や企業の間での有機的連携と、計画や手続の重視が盛り込まれている。一刻も早く生産を開始して実利を出したい経済主体と、安全性の確保を重視する建設担当者の間でのせめぎ合いが干拓事業で発生していることが見て取れる。

5 火薬類取扱法

朝鮮民主主義人民共和国火薬類取扱法は、2005年11月9日、最高人民会議常任委員会政令第1366号として採択された。全5章60条のこの法律は、「火薬類の生産及び保管、供給及び運搬、使用における制度と秩序を厳格に立てて、火薬類取扱に安全性を保障する」ための法律である（第1条）。

第1章「火薬類取扱法の基本」では、まず火薬類の定義として「火薬類には、火薬、爆薬、火工品等」（第2条）

⁸ 「収買」とは、国家による買い付けのことを指す。

であるとの規定を置いている。その上で、生産、保管、供給、運搬、使用などについての基本原則を定めている

第2章「火薬類の生産と保管」では、火薬類の生産ができる対象の限定、生産施設の設計等についての統制、火薬類の規格、火薬類の包装、移管、廃棄物処理、労働保護、労働安全対策、火薬類の保管、火薬類の入出庫、実査、火薬類保管倉庫の警備、火薬類生産、保管施設の立入秩序等についての規定が置かれている。

第3章「火薬類の供給と運搬」では、火薬類供給計画の作成、火薬類の供給機関、火薬類の供給場所、火薬類の運搬許可、火薬類の運搬手段、火薬類の運搬手段検査、火薬類の荷揚げ等についての規定が置かれている。

第4章「火薬類の使用」では、火薬類の使用に関する安全確保の問題についての詳細な規定が置かれており、特に発破の順序などの保安規定が詳細に規定されている。

第5章「火薬類取扱事業に対する指導統制」では、火薬類取扱事業に対する指導や監督についての規定と、罰金の適用や火薬類の没収などの統制手段についての規定が置かれている。「本法に違反して、火薬類取扱事業に嚴重な結果を呼び起こした機関、企業所、団体の責任ある幹部と個別的公民には、情状によって行政的又は刑事的責任を負わせる」(第60条)との定が置かれているが、具体的な行政罰・刑事罰の内容については罰則規定等が置かれていない。

火薬の取扱についての詳細の規定が置かれているこの法律は、鉱山や建設現場での安全確保の方法について、その条文の多くを割いている。これまで行政命令や現場での慣行として維持されてきたであろう火薬類の取扱秩序を立法化したことは、経済改革措置により、火薬類を使用するような業種にも、今後多くの機関や団体、個人が参入することを見越しての措置であると考えられる。

8 公務員資格判定法

公務員資格判定法は、2005年11月23日、最高人民会議常任委員会政令第1297号として採択された。この法律は「公務員資格判定において制度と秩序を厳格に立てて、公務員の資格を正確に評価し、彼らの水準を高める」ために制定された(第1条)。公務員とは「国家機関にて一定な行政的義務と権限を持って働く幹部である」と定義されており、すべての公務員に資格判定を義務づけている(第2条)。公務員資格判定の基準は「国家の政策と当該部門の法規を正確に理解しているか、当該部門の専門知識があるか、事業組織指揮能力があるか、事業実績があるか、遵法の気風が確立しているのか、高尚な道徳品性を有しているのか」の6項目である(第4条)。

公務員資格判定の対象は、内閣委員会、省、中央機関の部員以上の幹部、道(直轄市)級機関の部員以上の幹部、市(区域)、郡級機関の部員以上の幹部、当該機関の部員以上の幹部」である(第5条)。

公務員資格判定は内閣、委員会、省、中央機関、道(直轄市)、市(区域)、郡人民委員会及び当該機関におかれる、非常設の公務員資格判定委員会によって行われる。公務員資格判定委員会は、委員長、副委員長、委員で構成され、委員数は5～9名の範囲内で当該機関が決定することになっている(第8条)。公務員資格は1～6級までの級別別となっており、この内容は内閣が決定する(第10条)。1級が最高であり、6級が最下位である。公務員資格判定の周期は原則3年であるが、やむを得ない場合には5年とすることができる(第13条)。

公務員資格判定は現状維持級数判定、進級級数判定に分けられているが、進級級数判定は所属機関の推薦がなければ受験できない(第14条)。もし公務員が現状維持級数判定に合格できなかった場合には、資格級数は、一級落ちる。この場合、下がる級数がない公務員は、6ヶ月以内に再び資格判定を受けることができる(第16条)。もし、正当な理由なく、公務員資格判定に参加せず、又は合格できなかった場合には、公務員資格が剥奪される(第20条)。

このように北朝鮮においても、公務員の資格認定に対して、一定の試験を課す試みが始まっていることは、行政の効率化のために、人材面での強化を図る必要が提起されていることを表している。

おわりに

以上、今回は経済に関連する分野でありながらも、行政的色彩の濃い法律を紹介してきた。北朝鮮においても、このような一般行政分野における立法が大量に行われていることは、国営企業の経営自主権の拡大や、非国営セクターの増加などにより、これまで行政命令的にコントロールしてきた社会を、一定のルールを事前に提示して、それを守らせるといった法的コントロールへと移行させる社会的必要性が生じているためだと考えられる。その点において、北朝鮮が置かれている現状は、その政治的なスローガンとは別に、生産力の向上や経済効率が重視されつつある社会であり、その限りにおいては、下部単位のさまざまな創意工夫を可能にするためにも上部単位の命令による下部単位の指導だけではなく、一定の範囲内で下部単位が自由に判断できる態勢を作っていくことが目指されているといえよう。

ただし、法律に違反した場合の処分については、2004年

に改正された刑法で罪刑法定主義を導入したにもかかわらず、それ以前の規定と変わらない、非常に曖昧な表現に止まっている。立法される分野が多くなってきた場合、刑法で規定されていないような対象・内容の刑罰が増加してくるため、罪刑法定主義の精神を生かしつつ、刑罰を加える

ためには刑法の罪のカatalogを常に更新し続けなければならない。これは大変不効率であるので、今回紹介したような法律の中に、罪刑法定主義にかなう形での罰則規定を設けるのが現実的な方法であるといえよう。

資料（筆者による翻訳）⁹

表1 北朝鮮の現行法律一覧

番号	法律名	制定	現行
1	朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法	1972/12/27	1998/ 9 / 5
2	朝鮮民主主義人民共和国加工貿易法	2000/12/26	2000/12/26
3	朝鮮民主主義人民共和国国家族法	1990/10/24	2004/12/ 7
4	朝鮮民主主義人民共和国各級人民会議代議員選挙法	1992/10/ 7	1998/12/29
5	朝鮮民主主義人民共和国閘門法	2001/ 3 /21	2001/ 3 /21
6	朝鮮民主主義人民共和国建設法	1993/12/10	2002/ 6 /24
7	朝鮮民主主義人民共和国公民登録法	1997/11/26	2000/ 7 /24
8	朝鮮民主主義人民共和国公衆衛生法	1998/ 7 /15	1998/12/10
9	朝鮮民主主義人民共和国公証法	1995/ 2 / 2	2004/12/ 7
10	朝鮮民主主義人民共和国工業図案法	1998/ 6 / 3	2005/ 8 / 2
11	朝鮮民主主義人民共和国教育法	1999/ 7 /14	2005/12/13
12	朝鮮民主主義人民共和国国境動植物検疫法	1997/ 7 /16	1998/12/ 3
13	朝鮮民主主義人民共和国国境衛生検疫法	1996/ 1 /24	1998/12/ 3
14	朝鮮民主主義人民共和国国旗法	1992/10/22	2002/10/24
15	朝鮮民主主義人民共和国国章法	1993/10/20	2000/ 7 /24
16	朝鮮民主主義人民共和国国籍法	1963/10/ 9	1999/ 2 /26
17	朝鮮民主主義人民共和国国土計画法	2002/ 3 /27	2004/10/26
18	朝鮮民主主義人民共和国国土環境保護取締法	1998/ 5 /27	2005/12/13
19	朝鮮民主主義人民共和国規格法	1997/ 7 /23	2005/ 9 /13
20	朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区法	2002/11/13	2003/ 4 /24
21	朝鮮民主主義人民共和国技術輸出入法	1998/ 6 /10	1999/ 3 /11
22	朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区法	2002/11/20	2003/ 4 /24
23	朝鮮民主主義人民共和国計量法	1993/ 2 / 3	1998/12/10
24	朝鮮民主主義人民共和国果樹法	2002/12/ 4	2002/12/ 4
25	朝鮮民主主義人民共和国科学技術法	1988/12/15	2005/12/13
26	朝鮮民主主義人民共和国農業法	1998/12/18	2002/ 6 /13
27	朝鮮民主主義人民共和国道路法	1997/ 9 /17	2004/12/14
28	朝鮮民主主義人民共和国図書館法	1998/ 1 /21	1999/ 1 /14
29	朝鮮民主主義人民共和国都市経営法	1992/ 1 /29	2004/ 4 /22
30	朝鮮民主主義人民共和国都市計画法	2003/ 3 / 5	2003/ 3 / 5
31	朝鮮民主主義人民共和国対外経済契約法	1995/ 2 /22	1999/ 2 /26
32	朝鮮民主主義人民共和国対外経済仲裁法	1999/ 7 /21	1999/ 7 /21
33	朝鮮民主主義人民共和国対外民事関係法	1995/ 9 / 6	1998/12/10
34	朝鮮民主主義人民共和国羅先経済貿易地帯法	1993/ 1 /31	2005/ 4 /19
35	朝鮮民主主義人民共和国糧政法	1997/ 2 /19	2005/12/13
36	朝鮮民主主義人民共和国麻薬管理法	2003/ 8 /13	2005/ 5 /17
37	朝鮮民主主義人民共和国名勝地、自然記念物保護法	1995/12/13	1999/ 1 /14
38	朝鮮民主主義人民共和国貿易法	1997/12/10	2004/12/ 7
39	朝鮮民主主義人民共和国文化遺物保護法	1994/ 3 /24	1999/ 1 /21
40	朝鮮民主主義人民共和国水資源法	1997/ 6 /18	1999/ 1 /14

⁹ 法律条文資料の翻訳においては、当研究所研究補助員で新潟大学大学院工学研究科修士課程宋允錫氏に大変お世話になった。この場を借りて御礼申し上げたい。

41	朝鮮民主主義人民共和民法	1990/ 9 / 5	1999/ 3 /24
42	朝鮮民主主義人民共和國民事訴訟法	1976/ 1 /10	2005/10/25
43	朝鮮民主主義人民共和國民用航空法	2000/ 3 /23	2005/ 8 / 9
44	朝鮮民主主義人民共和國海洋污染防治法	1997/10/22	1999/ 1 /14
45	朝鮮民主主義人民共和國發明法	1998/ 5 /13	1999/ 3 /11
46	朝鮮民主主義人民共和國弁護士法	1993/12/23	1993/12/23
47	朝鮮民主主義人民共和國保險法	1995/ 4 / 6	2005/ 9 /13
48	朝鮮民主主義人民共和國航路標識法	2004/ 3 /17	2004/ 3 /17
49	朝鮮民主主義人民共和國社會主義勞働法	1978/ 4 /18	1999/ 6 /16
50	朝鮮民主主義人民共和國社會主義商業法	1992/ 1 /29	2004/ 6 /24
51	朝鮮民主主義人民共和國山林法	1992/12/11	2005/ 8 / 2
52	朝鮮民主主義人民共和國相統法	2002/ 3 /13	2002/ 3 /13
53	朝鮮民主主義人民共和國商標法	1998/ 1 /14	2005/ 8 / 2
54	朝鮮民主主義人民共和國損害補償法	2001/ 8 /22	2005/ 4 /19
55	朝鮮民主主義人民共和國首都平壤市管理法	1998/11/26	1998/11/26
56	朝鮮民主主義人民共和國水路法	2004/ 3 /10	2004/ 3 /10
57	朝鮮民主主義人民共和國水産法	1995/ 1 /18	1999/ 2 / 4
58	朝鮮民主主義人民共和國輸出入商品検査法	1996/ 1 /10	1999/ 8 /19
59	朝鮮民主主義人民共和國獸医防疫法	1997/12/17	1998/12/13
60	朝鮮民主主義人民共和國獸医藥品管理法	1998/ 6 /24	1998/12/ 3
61	朝鮮民主主義人民共和國食品衛生法	1998/ 7 /22	2005/12/13
62	朝鮮民主主義人民共和國申訴請願法	1998/ 6 /17	2000/ 7 /24
63	朝鮮民主主義人民共和國稅關法	1983/10/14	2005/ 8 /30
64	朝鮮民主主義人民共和國自動車運輸法	1997/ 2 /12	1999/ 1 /14
65	朝鮮民主主義人民共和國障害者保護法	2003/ 6 /18	2003/ 6 /18
66	朝鮮民主主義人民共和國著作權法	2001/ 3 /21	2001/ 3 /21
67	朝鮮民主主義人民共和國電力法	1995/12/20	2001/ 9 /27
68	朝鮮民主主義人民共和國伝染病予防法	1997/11/ 5	2005/12/13
69	朝鮮民主主義人民共和國条約法	1998/12/18	1998/12/18
70	朝鮮民主主義人民共和國住民燃料法	1998/12/18	1998/12/18
71	朝鮮民主主義人民共和國地方主權機關法	1975/12/19	1999/ 1 /28
72	朝鮮民主主義人民共和國地下資源法	1993/ 4 / 8	2004/12/28
73	朝鮮民主主義人民共和國財政法	1995/ 8 /30	2004/ 4 /22
74	朝鮮民主主義人民共和國裁判所構成法	1976/ 1 /10	1998/11/19
75	朝鮮民主主義人民共和國製品生産許可法	2002/ 7 / 3	2002/ 7 / 3
76	朝鮮民主主義人民共和國鉄道法	1987/10/22	2000/ 2 / 3
77	朝鮮民主主義人民共和國出入国法	1996/ 1 /19	1999/ 1 /28
78	朝鮮民主主義人民共和國逡信法	1997/ 2 / 5	2001/ 9 /27
79	朝鮮民主主義人民共和國体育法	1997/ 3 /12	1998/12/10
80	朝鮮民主主義人民共和國コンピューターソフトウェア保護法	2003/ 6 /11	2003/ 6 /11
81	朝鮮民主主義人民共和國土地法	1977/ 4 /29	1999/ 6 /16
82	朝鮮民主主義人民共和國土地賃貸法	1993/10/27	1999/ 2 /26
83	朝鮮民主主義人民共和國品質監督法	1997/ 7 / 2	2003/ 8 /21
84	朝鮮民主主義人民共和國河川法	2002/11/27	2004/ 6 /24
85	朝鮮民主主義人民共和國合作法	1992/10/ 5	2004/11/30
86	朝鮮民主主義人民共和國合弁法	1984/ 9 / 8	2004/11/30
87	朝鮮民主主義人民共和國港灣法	1986/ 9 / 4	1999/ 3 /11
88	朝鮮民主主義人民共和國刑法	1990/12/15	2005/ 7 /26
89	朝鮮民主主義人民共和國刑事訴訟法	1992/ 1 /15	2005/ 7 /26
90	朝鮮民主主義人民共和國海事監督法	1997/ 9 /24	2004/ 6 /24
91	朝鮮民主主義人民共和國海運法	1980/ 8 /10	2004/ 9 /27
92	朝鮮民主主義人民共和國火葬法	1998/ 5 /20	1999/ 1 /14
93	朝鮮民主主義人民共和國貨幣流通法	1998/11/26	2003/ 6 / 5
94	朝鮮民主主義人民共和國環境保護法	1986/ 4 / 9	2005/ 4 /19

95	朝鮮民主主義人民国会計法	2003/ 3 / 5	2003/ 3 / 5
96	朝鮮民主主義人民共和國ソフトウェア産業法	2004/ 6 /30	2004/ 6 /30
97	朝鮮民主主義人民共和國養魚法	1998/12/18	2001/ 4 /12
98	朝鮮民主主義人民共和國子供保育教育法	1976/ 4 /29	1999/ 3 / 4
99	朝鮮民主主義人民共和國有用動物保護法	1998/11/26	2000/ 7 /24
100	朝鮮民主主義人民共和國人民經濟計画法	1999/ 4 / 9	2001/ 5 /17
101	朝鮮民主主義人民共和國人民保健法	1980/ 4 / 3	2001/ 2 / 1
102	朝鮮民主主義人民共和國エネルギー管理法	1998/ 2 / 4	1998/12/ 3
103	朝鮮民主主義人民共和國外国人投資法	1992/10/ 5	2004/11/30
104	朝鮮民主主義人民共和國外国人企業法	1992/10/ 5	2005/ 5 /17
105	朝鮮民主主義人民共和國外国投資企業及び外国人税金法	1993/ 1 /31	2002/11/ 7
106	朝鮮民主主義人民共和國外国投資銀行法	1993/11/24	2002/11/ 7
107	朝鮮民主主義人民共和國外国人投資企業破産法	2000/ 4 /19	2000/ 4 /19
108	朝鮮民主主義人民共和國外貨管理法	1993/ 1 /31	2004/11/16
109	朝鮮民主主義人民共和國医療法	1997/12/ 3	2000/ 8 /10
110	朝鮮民主主義人民共和國医薬品管理法	1997/11/12	1998/12/10
111	朝鮮民主主義人民共和國原産地名法	2003/ 8 /27	2003/ 8 /27
112	朝鮮民主主義人民共和國原子力法	1992/ 2 /12	1999/ 3 /18
113	朝鮮民主主義人民共和國中央銀行法	2004/ 9 /29	
114	朝鮮民主主義人民共和國道路交通法	2004/10/ 6	
115	朝鮮民主主義人民共和國遺伝子組み換え生物安全法	2004/12/22	
116	朝鮮民主主義人民共和國薬草法	2004/12/29	
117	朝鮮民主主義人民共和國大同江汚染防止法（暫定）	2005/ 2 /10	2005/ 7 /19
118	朝鮮民主主義人民共和國消防法	2005/ 2 /24	
119	朝鮮民主主義人民共和國北南經濟協力法	2005/ 7 / 6	
120	朝鮮民主主義人民共和國国家予算収入法	2005/ 7 / 6	
121	朝鮮民主主義人民共和國タバコ統制法	2005/ 7 /20	
122	朝鮮民主主義人民共和國干潟地法	2005/ 7 /20	
123	朝鮮民主主義人民共和國火薬類取扱法	2005/11/ 9	
124	朝鮮民主主義人民共和國気象法	2005/11/ 9	
125	朝鮮民主主義人民共和國環境影響評価法	2005/11/ 9	
126	朝鮮民主主義人民共和國公務員資格判定法	2005/11/23	
127	朝鮮民主主義人民共和國有機産業法	2005/11/23	

（出所）1～112は『朝鮮民主主義人民共和國法典（大衆用）』（法律出版社、2004）、113～127は『朝鮮民主主義人民共和國法規集（大衆用）増補版2004.7 - 2005.12』（法律出版社、2006）

（注）「制定」欄の日付はその法律の制定日、「現行」欄の日付は最新の改正日である。なお、「現行」欄の日付がゴチック体のものは、2006年充補版に改正が掲載されているものである。

1. 北南經濟協力法

朝鮮民主主義人民共和國北南經濟協力法

チュチェ94（2005）年7月6日 最高人民會議常任委員會政令第1182号として採択

第1条（北南經濟協力法の使命）

朝鮮民主主義人民共和國北南經濟協力法は、南側との經濟協力において、制度と秩序を厳格に立てて、民族經濟を發展させることに貢献する。

第2条（定義）

北南經濟協力には、北と南の間で行われる建設、観光、企業經營、賃加工、技術交流及び銀行、保健、通信、輸送、

サービス業務、物資交流等が含まれる。

第3条（適用対象）

本法は、南側と經濟協力を行う機関、企業所、団体に適用する。

北側と經濟協力を行う南側の法人、個人にも、本法を適用する。

第4条（北南経済協力原則）

北南経済協力は、全民族の利益を先行させ、民族経済の均衡的発展を保障し、相互尊重、信頼及び有無相通の原則の下で行う。

第5条（指導機関）

北南経済協力に関する統一的な指導は、中央民族経済協力指導機関が行う。

第6条（中央民族経済協力指導機関の任務）

中央民族経済協力指導機関の任務は次の通りである。

- 1.北南経済協力計画案の作成
- 2.北南経済協力申請書の受理及び承認
- 3.北南経済協力と関連した合意書、契約書の検討
- 4.北南経済協力に必要な労力の保障
- 5.北側地域にいる南側当事者との事業
- 6.南側当事者の北側地域出入に対する協力
- 7.北南経済協力物資の搬出入承認
- 8.北南当事者間の連携保障
- 9.北側地域にて生産した製品の原産地証明書の発給
- 10.その他政府が委任する事業

第7条（協力事業の基礎、方法）

北南経済協力は、当局間の合意、当該法規及びそれに伴う北南当事者間の契約に基づいて、直接取引の方法で行う。

第8条（協力禁止対象）

社会の安全及び民族経済の健全な発展、住民達の健康及び環境保護並びに民族の美風良俗を阻害する恐れのある対象の北南経済協力は禁止する。

第9条（協力場所）

北南経済協力は北側または南側地域にて行う。

合意によって第3国にて北南経済協力を行うことができる。

第10条（北南経済協力の承認）

北南経済協力に対する承認は、中央民族経済協力指導機関が行う。

承認なく、北南経済協力を行うことはできない。

第11条（協力申請書の提出）

北南経済協力を行なおうとする北側又は南側当事者は、中央民族経済協力指導機関に当該申請書を提出しなければな

らない。この場合、南側当事者は、公証機関が発給した信用保証文書を同時に提出しなければならない。

申請書の様式は、中央民族経済協力機関が定める。

第12条（申請書の検討処理）

中央民族経済協力指導機関は、当該申請書を受理した日から20日以内に、それを検討し、承認し又は否決する。

申請を承認した場合には承認書を、否決した場合にはその理由を明らかにした否決通知書を申請者に送る。

第13条（出入証明書の持参）

北南経済協力の当事者は、南側もしくは北側地域に出入りする場合、北南当局間の合意による証明書を所持しなければならない。

輸送手段にも、定められた証明書が必要である。

第14条（検査、検疫）

北南経済協力当事者又は当該輸送手段は、出入地点又は定められた場所にて、通行検査、税関検査、衛生検疫等の検査、検疫を受けなければならない。

北南当局間の合意がある場合には、検査、検疫を行わないこともできる。

第15条（南側当事者の滞留、居住）

北南経済協力を行う南側当事者は、出入事業機関の承認を受けて、北側地域で滞留できる。

工業地区及び観光地区における滞留、居住は、当該法規に従う。

第16条（財産利用及び保護）

北南当事者は、経済協りに貨幣財産、現物財産、知的財産等を利用できる。

投資財産は、北南投資保護合意書にしたがって保護される。

第17条（労力採用）

北側地域で企業を営する南側当事者は、必要な労力を北側の労力で採用しなければならない。

南側又は第3国の労力を採用しようとする場合には、中央民族経済協力指導機関の承認を受けなければならない。

第18条（搬出入承認）

北南経済協力物資の搬出入承認は、中央民族経済協力指導機関が行う。

工業地区、観光地区における物資の搬出入は、定められた手続きに従う。

第19条（関税）

北南経済協力物資には関税を賦課しない。但し、外国から工業地区及び観光地区に入って来る物資を、そのまま北側の他の地域に販売する場合には、関税を賦課することができる。

第20条（税金納付、動産及び不動産利用、保険加入）

北側地域における南側当事者の税金納付、動産及び不動産利用、保険加入は、当該法規に従う。

北南当局間に合意がある場合には、それに従う。

第21条（決済銀行、決済方式）

北南経済協力と関連した決済業務は、定められた銀行が行う。

決済方式は北南当局間の合意に従う。

第22条（事故に対する救助）

当該機関、企業所、団体及び公民は、北側地域において、南側当事者又はその輸送手段に事故が発生した場合、適時に救助し、当該機関に通報しなければならない。

第23条（北南経済協力事業内容の非公開）

当該機関、企業所、団体は、北南経済協力に関する秘密を

遵守しなければならない。

北南経済協力と関連した事業内容は、相手側当事者との合意がない限り公開できない。

第24条（事業条件保障）

当該機関は、北南経済協力に関連した中央民族経済協力指導機関の事業条件を、できる限り保障しなければならない。

第25条（監督統制）

北南経済協力に対する監督統制は、中央民族経済協力指導機関及び当該監督統制機関が行う。

中央民族経済協力指導機関及び当該監督統制機関は、機関、企業所、団体及び公民が、北南経済協力秩序をしっかりと守るように監督統制しなければならない。

第26条（行政的及び刑事的責任）

本法に違反した場合には、情状によって事業中止、罰金賦課等の行政的責任を負わせる。

情状が嚴重な場合、刑事責任を負わせることもできる。

第27条（紛争解決）

北南経済協力事業と関連した意見相違は、協議方法で解決する。

協議の方法で解決できない場合には、北南間に合意した商事紛争解決手続で解決することもできる。

2．国家予算収入法

朝鮮民主主義人民共和国国家予算収入法

チュチェ94（2005）年7月6日 最高人民会議常任委員会政令第1183号として採択

第一章 国家予算収入法の基本

第1条（国家予算収入法の使命）

朝鮮民主主義人民共和国国家予算収入法は、国家予算納付資料の登録、国家予算の納付、国家予算納付文献の管理において制度と秩序を厳格に立て、国家管理に必要な資金作りに貢献する。

第2条（国家予算収入の定義）

国家予算収入は、国家の掌中に集中される貨幣資金である。国家予算収入項目には、国家企業利得金、協同団体利得金、

減価償却金、土地使用料、社会保険料、財産販売及び価格偏差収入金、その他の収入金が含まれる。

第3条（国家予算収入の構成）

国家予算収入は、中央予算収入と地方予算収入に区分する。中央予算収入は、中央予算所属機関、企業所、団体の納付金、地方予算収入は地方予算所属機関、企業所、団体の納付金とする。

第4条（国家予算納付資料の登録原則）

国家予算納付資料の登録は、国家予算収入事業の第一工程

である。

国家は国家予算納付資料の登録手続を確立し、それを徹底的に守らせる。

第5条（国家予算収入を増やす原則）

増産して節約することは、国家予算収入を増やすための基本的な方途である。

国家は、生産を増やし、節約事業を力強く繰り広げ、国家予算収入を不断に増やすようにする。

第6条（合法的権利と利益保障の原則）

国家は、国家予算収入において機関、企業所、団体及び公民の合法的権利と利益を保障する。

機関、企業所、団体及び公民に国家予算納付以外の負担を負わせることはできない。

第7条（国家予算納付文書管理の原則）

国家予算納付文書の管理を正しく行うことは、国家予算収入の正確性、合法性を検討し、確認するにあたって提起される重要な要求である。

国家は、機関、企業所、団体において、国家予算納付と関連した文書管理を責任感を持って行なわせる。

第8条（国家予算納付の義務原則）

国家予算納付に自覚的に参加することは、機関、企業所、団体の神聖な義務である。

国家は、機関、企業所、団体において、国家予算納付義務を誠実に履行させる。

第9条（国家予算収入事業に対する指導統制の原則）

国家は、国家予算収入事業に対する指導体系を確立し、それに対する統制を強化する。

朝鮮民主主義人民共和国において、国家予算収入事業は、財政機関が行う。

第10条（国家予算収入部門幹部の資格）

国家は、国家予算収入部門の幹部列伍をしっかりと築き、彼らの責任感と役割を高める。

国家予算収入部門の幹部には、当該資格を持った者だけとなることができる。

第二章 国家予算納付資料の登録

第11条（国家予算納付資料登録の基本要求）

国家予算納付資料の登録を正しく行うことは、国家予算納付における必須的要求である。

生産、経営活動をする機関、企業所、団体は、販売収入計画、原価計画、所得計画、国家予算納付計画、銀行口座番号等の国家予算納付資料を、当該財政機関に適時に正確に登録しなければならない。

第12条（国家予算納付資料の登録申請文書提出）

当該機関、企業所、団体は、国家予算納付資料の登録申請文書を作成して、所在地の財政機関に提出しなければならない。

当該機関、企業所、団体に所属し、他の地域において生産・経営活動を行う場合には、その地域を管轄する銀行機関に口座を開設し、登録申請文書を別途に提出しなければならない。

第13条（国家予算納付資料の登録申請文書審議）

財政機関は、国家予算納付資料の登録申請文書を受理した日から10日以内に、審議しなければならない。この場合、登録申請をした機関、企業所、団体に当該審議に必要な資料を要求できる。

機関、企業所、団体は当該財政機関が要求する資料を適時に保障しなければならない。

第14条（国家予算納付資料登録申請文書の審議決定）

当該財政機関は、国家予算納付資料の登録申請文書を審議し、登録又は否決する決定を行わなければならない。

登録又は否決に対する決定事項を、20日以内に当該機関、企業所、団体に書面で通知しなければならない。

第15条（国家予算納付登録証の発給）

当該財政機関は、登録が決定した国家予算納付資料の登録申請文書を登録し、10日以内に国家予算納付登録証を発給しなければならない。

国家予算納付登録証の発給を受けた機関、企業所、団体は、所定の手数料を支払わなければならない。

第16条（変更された国家予算納付資料の再登録）

機関、企業所、団体は、登録された国家予算納付資料が変更された場合、5日以内に再登録申請文書を作成して、当該財政機関に提出しなければならない。

当該財政機関は、定められた期日以内に再登録申請文書を審議し、変更された国家予算納付資料を再登録しなければならない。

第17条（伝票の經由）

機関、企業所、団体は、国家納付伝票、カード、観覧料金切符、罰金証書等を当該財政機関經由で処理しなければならない。

当該財政機関を経由しない国家納付伝票、カード、観覧料金切符、罰金証書等は使用できない。

第18条（所得及び国家予算納付造成額の申告）

機関、企業所、団体は、所得及び国家予算納付造成額を財政機関と当該機関に正確に申告しなければならない。

所得及び国家予算納付造成額に対する申告を虚偽に行うことはできない。

第19条（国家予算納付登録証の偽造及び売買禁止）

機関、企業所、団体は、国家予算納付登録証を偽造し、又は売買してはならない。

国家予算納付登録証を汚損し、又は紛失した場合には、適時に再発給を受けなければならない。

第三章 国家予算の納付

第一節 国家企業利得金及び協同団体利得金

第20条（国家企業利得金及び協同団体利得金の定義、納付対象）

国家企業利得金及び協同団体利得金は、機関、企業所、団体所得の一部を国家予算に動員する資金である。

機関、企業所、団体は、所得の一部を、所有形態に従って、国家企業利得金又は協同団体利得金として、国家予算に納付しなければならない。

第21条（利得金の計算法）

国家企業利得金及び協同団体利得金の計算法は、総販売収入金から、原料及び資材費、燃料費、動力費、減価償却費、料金及び輸送費、一般費等を控除して確定した所得に、定められた比率を適用して行う。

第22条（収入金の計算法）

機関、企業所、団体は、生産物販売収入、建設組み立て作業額、大補修作業額、付加金、サービス料等の収入金を、正確に計算しなければならない。

生産物販売収入金は販売した価格で、建設組立作業額及び大補修作業額は設計予算価格で、付加金は購入価格と販売価格間の差額で、サービス料はサービスを提供して受け

取った料金で計算する。

第23条（適用する納付費率）

国家企業利得金及び協同団体利得金には、財政計画に反映された所得に対する納付比率及び中央財政指導機関が別途に定めた納付比率を適用する。

対象によって、国家企業利得金または協同団体利得金納付比率を、低く定めることができる。

第24条（利得金の納付）

国家企業利得金及び協同団体利得金の経常納付は、販売収入金が造成される度に行う。

確定納付は月々の所得によって翌月10日まで計算し、未納額は5日以内に追加納付し、過納額は財政機関から返還を受け、又は翌月に納付する分から控除することができる。財政機関は、対象によって計画納付方法も適用できる。

第25条（超過所得に対する累進納付比率の適用）

機関、企業所、団体は、定められた価格や料金を超過して受け取って発生した所得の一部を、国家企業利得金又は協同団体利得金として納付しなければならない。この場合、所得の規模によって累進納付比率を適用できる。

第26条（地方維持金の納付）

市（区域）郡予算に所属していない機関、企業所、団体は、地方維持金を定められた期間内に、所在地の財政機関に納付しなければならない。

当該財政機関は、地方維持金を、国家企業利得金項目に含まなければならない。

第27条（国家予算納付における特惠保障）

国家の投資を受けずに生産・経営活動を行う機関、企業所、団体には、国家予算納付金を一定期間減額することができる。

第28条（統合、分離時の国家予算納付金処理）

機関、企業所、団体が統合・分離する場合、それまでの所得に対する決算を行い、統合・分離宣布日から15日以内に所在地の財政機関に国家予算納付金を納付しなければならない。

財政機関は機関、企業所、団体の所得に対して確認をとり、予算所属による国家予算納付金を徴収しなければならない。

第二節 減価償却金

第29条（減価償却金の定義・納付対象）

減価償却金は、定められた財産の価値を、摩滅の程度によって生産物原価に含めて回収する資金である。

減価償却金の納付は、国家投資によって用意された生産的固定財産に対して行う。

第30条（減価償却納付の除外対象）

減価償却金を納付しない固定財産は、次の通りである。

- 1．非生産的固定財産
- 2．自体資金で設けた生産的固定財産
- 3．その他減価償却金を払わないことにした固定財産

第31条（減価償却金の計算方法）

減価償却金の計算は、形態別固定財産の取得原価に定められた比率を適用して行う。

必要に応じて定額による計算方法を適用することもできる。

第32条（減価償却金の構成、積立規模）

減価償却金は、固定財産の取得価格保障分及び大補修費保障分に分けられる。

減価償却金の積立規模は、固定財産の取得価格を耐用年数の間、一年に回収できる資金に基づいて定める。

第33条（減価償却金の納付）

当該期間、企業所、団体は、減価償却金を定められた期日以内に納付しなければならない。

取得価格を償却した固定財産に対しては大補修費のみを納付する。

第三節 土地使用料

第34条（土地使用料の定義、納付対象）

土地使用料は、機関、企業所、団体において、土地を利用して生産した生産物販売収入金の一部を国家予算に動員する資金である。

土地使用料の納付は、穀物、野菜、青刈り飼料、果樹、桑の木、油脂樹木、工芸及び油脂作物、薬草、薄荷、真竹、葦等を植えて利用する土地に対して行う。

第35条（土地使用料納付の対象外）

土地使用料を納付しない土地は次の通りである。

- 1．農業科学研究期間をはじめとする当該科学研究機関及び農業部門の大学、専門学校において育種に用いる土地
- 2．新しく開墾してから3年が経過していない土地
- 3．自然災害によって流失又は埋没された土地
- 4．その他、土地使用料の納付しないことに対する承認を受けた土地

第36条（土地使用料を納付する土地の区分）

土地使用料を納付する土地は、1部類、2部類に分類する。

1部類には協同農場、農牧場の土地、炭鉱に所属する後方経理用土地及び市（区域）、郡が原料基地として利用する土地が、2部類には機関、企業所、団体の副業土地、実習土地、原料基地及び外貨稼ぎ基地として利用される土地が属する。

第37条（土地使用料の計算方法）

土地使用料の計算は、部類別、地目別、等級別にしたがって定められた基準額を適用して行う。

第38条（土地使用料の納付）

機関、企業所、団体は、土地使用料を12月10日まで当該財政機関に納付しなければならない。この場合、未納額は翌年1月中に納付しなければならない。

第四節 社会保険料

第39条（社会保険料の定義、納付対象）

社会保険料は、勤労者の健康を保護し、労働能力喪失者及び年老保障者を物質的に幫助するために国家予算に動員する資金である。

社会保険料の納付は、当該協同団体の協同資金と従業員労働報酬資金で行う。

第40条（社会保険料を納付しない資金）

社会保険料を納付しない資金は次の通りである。

- 1．国家社会保険者と社会保障者が受け取る年金および補助金
- 2．非在籍勤労者に支払う労働報酬資金
- 3．その他、社会保険料の納付しないことを承認された収入金

第41条（社会保険料の計算方法）

従業員の社会保険料計算は、月労働報酬額に対して定められた比率を適用する。

協同団体の協同資金から納付する社会保険料計算は、月労働報酬額に対して定められた比率を適用する。

第42条（社会保険料の納付比率）

従業員の社会保険料納付比率は月労働報酬額の1%とする。

協同団体及び外国投資企業の社会保険料納付比率は月労働報酬額の7%とする。

第43条（社会保険料の納付）

機関、企業所、団体は、社会保険料を銀行機関から労働報酬資金を受け取る日又は決算分配を受ける月に、当該財政機関に納付しなければならない。

協同農場は社会保険料を納付せずに、自体の社会保険基金として積立てる。

第五節 財産販売及び価格偏差収入金

第44条（財産販売及び価格偏差収入金の定義、納付対象）

財産販売及び価格偏差収入金は、国家所有の財産を販売して得られた収入金、自体の生産、経営活動に関係なく得られた価格偏差収入金及び対外経済関係から得られた収入金を、国家予算に動員する資金である。

財産販売及び価格偏差収入金には、国家財産販売収入金、価格偏差収入金、貿易偏差利得金、借款及び延べ払い収入金等が属する。

第45条（国家財産販売収入金の納付）

機関、企業所、団体は、包装容器、設備、備品等の国家所有の財産を販売して得られた収入金を、7日以内に国家予算に納付しなければならない。

自体の資金で用意した財産を販売して得た収入金は、自体資金として積立てることができる。

第46条（価格偏差収入金の納付）

機関、企業所、団体は、国家または地域的な価格変動措置によって価格偏差収入金が発生した場合、それを適時に国家予算に納付しなければならない。

完成品又は商品の価格偏差収入金は、販売収入金が得られ次第納付し、流動財産の価格偏差収入金は、価格の変動があった日から30日以内に納付しなければならない。

価格変動措置によって生じた損失は国家予算から補償することができる。

第47条（貿易偏差利得金の納付）

当該機関、企業所、団体は、貿易活動過程から生じた貿易偏差利得金を、国家予算に納付しなければならない。

貿易偏差利得金の計算は、輸出入商品相互間の偏差損益を相殺して行う。

第48条（借款、延べ払い収入金の納付）

当該機関、企業所、団体は、借款または延べ払いによる物資を価格制定機関が定めた価格で販売し、付加金を除いた販売収入金を、30日以内に国家予算に納付しなければならない。

借款として外貨を受け取った場合には、国家外貨管理機関が定めた対外決済銀行に口座に入金し、為替相場に相当する朝鮮ウォンを受け取り、7日以内に国家予算に納付しなければならない。

第49条（利益配当金の納付）

合営、合作企業の共和国当事者は、利益配当金の一部を国家予算に納付しなければならない。

外貨で受け取った利益配当金は、為替相場に相当する朝鮮ウォンの25%を、物資で受け取った利益配当金は、商品販売収入金の25%を納付する。

第六節 その他収入金

第50条（その他収入金の定義、納付対象）

その他収入金は、生産、経営活動と関係なく生じた収入金及び統制的機能の遂行過程から生じた収入金、その他の収入金を国家予算に動員する資金である。

その他収入金には無償労力動員収入、国家手数料、関税、罰金及び没収品収入、時効期間が過ぎた債務収入、財産保険料、外国投資企業及び外国人税金等が属する。

第51条（無償労力動員収入金の納付）

機関、企業所、団体は、国家予算から生活費を支給されている労力の支援を受けた場合、彼らが稼いだ労働報酬分を、定められた期限内に国家予算に納付する。

第52条（国家手数料、関税の納付）

当該機関は、業務遂行課程から生じた国家手数料を、税関は関税境界線を通ずる物資に賦課して生じた関税を、10日以内に国家予算に納付しなければならない。

第53条（罰金及び没収品収入金の納付）

当該監督統制機関は、違法行為に賦課した罰金と法律に従って没収した物を処理して得られた収入金を、10日以内に国家予算に納付しなければならない。

第54条（時効が過ぎた債務収入金の納付）

機関、企業所、団体は、債権者の支払い請求がない債務額を、時効期間が過ぎた日から5日以内に国家予算に納付する。

第55条（財産保険料の納付）

保険機関は、機関、企業所、団体から受け取った年間財産保険料から、被害補償金を支出し、残った資金を、翌年1月中に国家予算に納付しなければならない。

第56条（外国投資企業および外国人税金の納付）

共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得た外国投資企業及び外国人の税金納付は『朝鮮民主主義人民共和国外国投資企業及び外国人税金法』に従う。

第57条（個人収入金の納付）

公民は、市場等にて合法的な経理活動によって得た収入金の一部を、当該機関、企業所、団体に納付しなければならない。この場合、機関、企業所、団体は定めに従い、収入金を当該財政機関に納付する。

第四章 国家予算納付文書の管理

第58条（国家予算納付文書管理の基本要件）

国家予算納付文書の管理は、国家予算納付と関連した資料を記録、計算し、保管する重要な事業である。

財政機関及び機関、企業所、団体は、国家予算納付事業に利用する文書を、責任を持って管理しなければならない。

第59条（帳簿の配置、記録）

財政機関及び機関、企業所、団体は、定められた帳簿を義務的に備え、資金利用状況及び販売収入金を正確に行わなければならない。

資金利用状況及び販売収入金の記録は、傘下単位の会計報告文書又は基礎書類等に準じて行う。

第60条（国家予算納付に対する決算）

国家予算納付の決算は、年初から累計して行う。

決算は四半期別、年間で行う。

第61条（国家予算収入決算書の提出）

機関、企業所、団体は、国家予算納付確定計算書を毎月作成し、定められた期日以内に当該財政機関に提出しなければならない。

当該財政機関は、国家予算収入決算書を四半期毎に作成し、定められた期日以内に中央財政指導機関に提出しなければならない。

第62条（国家予算納付文書の保管機関）

財政機関は、国家予算収入帳簿と銀行機関から発給された国家納付伝票等を、5年間保管しなければならない。

機関、企業所、団体は、国家予算納付と関連した分期末、年間会計決算書等を10年間保管しなければならない。

第五章 国家予算収入事業に対する指導・統制

第63条（国家予算収入事業に対する指導統制の基本要件）

国家予算収入事業に対する指導統制を強化することは、国家予算収入を増やすための基本的な方途である。

国家は、現実発展の要求に合わせて、国家予算収入事業に対する指導及び統制を強化する。

第64条（国家予算収入事業に関する指導機関）

国家予算収入事業に関する指導は、内閣の統一的な指導の下で、中央財政指導機関が行う。

中央財政指導機関は、国家予算収入事業に関する指導体系を確立し、指導方法を終始改善しなければならない。

第65条（財政機関の国家予算納付事業の指導）

財政機関は、管轄地域の機関、企業所、団体の国家予算納付事業を、合理的に組織し、把握・指導しなければならない。

機関、企業所、団体は、国家予算納付事業にて提起される問題を、当該財政機関と合意し、処理しなければならない。

第66条（国家予算収入事業条件の保障）

当該財政機関は、国家予算収入事業に必要な条件の保障を、機関、企業所、団体に要求できる。

機関、企業所、団体は、国家予算収入事業と関連した財政機関の要求を適時に保障しなければならない。

第67条（国家予算収入事業に対する監督統制）

国家予算収入事業に関する監督・統制は、財政機関及び当該監督・統制機関が行う。

財政機関及び当該監督統制機関は、国家予算収入事業を、厳格に監督・統制しなければならない。

第68条（計量手段による統制）

財政機関は、現代的な計量手段等を利用して、国家予算納付状況を統制しなければならない。

計量手段は、財政機関が定めた場所に設置しなければならない。

第69条（延滞料適用）

国家予算納付金を定められた期日内に納付しなかった場合、未納額に滞納日当たりに1%を適用して加算した延滞料を納付しなければならない。この場合、国家予算強制納付通知書を当該銀行機関に送る。

銀行機関は当該機関、企業所、団体の資金支出を中止し、収入金が生じ次第、国家予算納付決済を行なわなければならない。

第70条（販売収入金の回収と営業中止）

販売実績及び所得実績を申告せず、又は国家予算納付登録証を発給を受けずに、若しくは延長せずに、生産・経営活動を行った場合には、販売収入金を回収し、又はその行為を中止させる。

3. タバコ統制法

朝鮮民主主義人民共和国煙草統制法

チュチェ94（2005）年7月20日 最高人民会議常任委員会政令第1200号として採択

第一章 煙草統制法の基本

第1条（煙草統制法の使命）

朝鮮民主主義人民共和国煙草統制法は、葉煙草の生産及び収買¹⁰、巻き煙草の生産及び供給、煙草の輸出入、喫煙における制度及び秩序を厳格に立てて、この部門に対する指導・統制を強化することに貢献する。

第2条（葉煙草の生産および収売原則）

葉煙草の生産及び収売は、葉煙草を栽培し、それを買い付ける重要な事業である。

第71条（罰金適用）

罰金を徴収する場合は、次の通りである。

1. 国家予算納付金を少なく納付した場合
2. 国家予算収入に関する監督統制事業に支障を与えた場合
3. 中央予算収入金を地方予算収入金へと移した場合
4. 定められた書類を備えず、又は提出しない場合
5. 銀行口座番号を当該財政機関に登録しなかった場合
6. 国家予算納付資料を定められた期日内に登録しなかった場合
7. 所得及び国家予算納付造成額を虚偽申告した場合
8. 書類を偽造し、又は納付金を少なく若しくは多く納付した場合、又は集金したお金を定められた期日内に納付できなかった場合
9. 経由を受けなかった国家納付伝票、カード、観覧料金切符、罰金証書などを使用した場合
10. 承認なしに経理活動を行って所得を得た場合

第72条（行政的及び刑事的責任）

この法に反して、国家予算収入事業に深刻な結果を起こした、機関、企業所、団体の責任幹部及び個別的公民は、行政または刑事的責任を負う。

国家は、葉煙草を科学技術的に栽培し、それを適時に収売する。

第3条（巻き煙草の生産、供給の原則）

巻き煙草生産及び供給をしっかりと行うことは、煙草に対する需要を保障するための基本条件となる。

国家は、巻き煙草の生産において質を高め、人民の需要を考慮し、煙草を供給する。

第4条（煙草の輸出入原則）

国家は煙草の輸出入秩序を厳格に立て、統制を強化する。

¹⁰ 「収買」とは、国家による買い付けのことを指す。

第5条（禁煙活動の原則）

禁煙活動を強化することは、国家の一貫した政策である。

国家は、人民の中に煙草の害毒性を深く認識させて、彼らを禁煙活動に積極的に参加させる。

第6条（煙草生産の現代化、科学化）

国家は、科学研究事業を強化し、先進科学技術を積極的に受け入れ、煙草生産を現代化・科学化する。

第7条（煙草生産における交流及び協力原則）

国家は、煙草生産において、外国、国際機構との交流及び協力を発展させる。

第二章 葉煙草の生産及び収買

第8条（葉煙草の生産計画）

国家計画機関及び中央農業指導機関は、葉煙草生産計画を正確に作成し、適時に示達しなければならない。

葉煙草の生産計画の示達を受けた機関、企業所、団体は、それを遅えることなく実行しなければならない。

第9条（葉煙草の生産承認）

葉煙草を生産しようとする機関、企業所、団体は、中央農業指導機関の承認を受けなければならない。

公民は、定められた自留地においてのみ、葉煙草を生産することができる。

第10条（葉煙草生産の専門化）

中央農業指導機関及び当該機関、企業所、団体は、葉煙草生産を専門化しなければならない。

葉煙草を生産する機関、企業所、団体は、適期適作、適地適作の原則を守り、葉煙草の肥培管理及び乾燥に科学的に行わなければならない。

第11条（葉煙草の育種、採種、品種配置）

中央農業指導機関は、成川種、清州種、黄色多葉種等の伝統的な煙草品種の育種、採種体系を立てて、それを地帯別特性に合うように配置しなければならない。

新品種の煙草種子は3年以上試験栽培を済ませ、国家審議を受けなければならない。

第12条（葉煙草の生産土地）

当該機関、企業所、団体は、葉煙草を定められた土地にて生産し、そこに他の作物は植えてはならない。

葉煙草を生産する土地は1～2年を周期に輪作をする。

第13条（葉煙草の規格制定）

中央規格指導機関は、葉煙草の規格をしっかりと定めなければならない。この場合、中央農業指導機関は品種別に見本を作り、中央規格指導機関の審議に提起しなければならない。

第14条（葉煙草質の等級及び価格制定）

中央品質監督指導機関は、葉煙草の質の等級を正しく定めなければならない。

中央価格制定指導機関は、葉煙草の価格を品種に従い、等級別に定める。

第15条（葉煙草の収買）

機関、企業所、団体は、生産した葉煙草を当該収売機関に適時に収買する。この場合、品質監督機関の検査を受けなければならない。

第16条（葉煙草の保管）

当該収売機関は、収買した葉煙草を雨期・湿気防止等の施設が設けられた場所に保管し、それが腐敗・変質、流失しないようにしなければならない。

やむをえない場合には、葉煙草を生産した機関、企業所、団体に委託して保管させることができる。

第17条（葉煙草生産・収買条件の保障）

中央農業指導機関、葉煙草収売機関及び鉄道運輸機関は、葉煙草の生産、収買及び輸送に必要な土地、設備、資材、運輸手段を、適時に保障しなければならない。

第三章 巻き煙草の生産及び供給

第18条（巻き煙草の生産及び供給計画）

国家計画機関は、巻き煙草の生産、供給計画を正確に作成し、適時に示達しなければならない。

巻き煙草の生産、供給計画の示達を受けた機関、企業所、団体はそれに基づいて実行しなければならない。

第19条（巻き煙草の生産承認）

巻き煙草の生産は、承認を受けた機関、企業所、団体が行う。

生産承認は、中央製品生産許可指導機関が行う。

第20条（生産工程の技術管理）

巻き煙草を生産しようとする機関、企業所、団体は、生産工程を規格化・標準化しなければならない。この場合、当該機関の承認を受けなければならない。

第21条（煙草の検査）

巻き煙草を生産した機関、企業所、団体は、生産した煙草の品質検査を受けなければならない。

品質検査を受けず、又は検査に合格しなかった煙草は、供給、販売、輸出できない。

第22条（煙草の包装）

巻き煙草を生産した機関、企業所、団体は、生産した製品に商標を付け、包装しなければならない。

包装は、定められた規格に従わなければならない。

第23条（煙草箱に表記する内容）

巻き煙草を生産した機関、企業所、団体は、煙草箱に健康脅威警告文、ニコチン含量、タール含量を表記しなければならない。

当該表記をしなかった煙草は供給、販売できない。

第24条（煙草の供給）

国家計画機関及び中央軽工業指導機関は、煙草を商業機関を通じて供給しなければならない。

輸出を目的に生産した煙草は供給、販売できない。

第四章 煙草の輸出入

第25条（煙草協会の組織）

国家は、外国と煙草生産の合営・合作及び輸出入事業を正しく行うために、中央軽工業指導機関に、非常設で朝鮮煙草協会を設ける。

朝鮮煙草協会は、軽工業、貿易、税関、品質監督、煙草生産部門の幹部で構成する。

第26条（輸出入の担当者）

煙草の輸出入は、当該機関、企業所、団体の貿易会社が行う。

煙草の輸出入及び生産を合営・合作しようとする機関、企業所、団体は、朝鮮煙草協会の合意を受けなければならない。

第27条（輸入手続）

当該機関は、朝鮮煙草協会の合意のない煙草の輸入手続きを行ってはならない。

煙草の輸入手続の手續及び方法は、当該法規に従う。

第28条（合意申請文書の提起）

煙草の輸出入及び生産の合営・合作の合意を受けようとする機関、企業所、団体は、朝鮮煙草協会に申請文書を提出しなければならない。

申請文書には、輸出入提案書、取引対象国及び会社名称、取引内容、提案価格等を明らかにしなければならない。

第29条（申請文書の審議）

朝鮮煙草協会は、煙草の輸出入又は合営・合作申請文書を受理した日から15日以内に審議し、合意又は否決を決定しなければならない。

合意・否決に関する決定は、申請文書を提起した機関、企業所、団体に文書で送達しなければならない。

第30条（葉煙草輸出入制限）

機関、企業所、団体で生産した葉煙草は、輸出できない。生産正常化に必要な原料、資材を購入する目的で、葉煙草を輸出する場合には、朝鮮煙草協会の合意を受ける。

第31条（輸出入検査、検疫）

検査、検疫機関は、国境を通過する煙草及び当該設備、物資に対する検査、検疫を厳格に行わなければならない。

第五章 喫煙

第32条（煙草の販売）

煙草は、定められた商店及び市場に限って販売できる。未成年者への煙草販売は禁じる。

第33条（禁煙の対象）

学生は、喫煙できない。

教育機関は、学生に対する煙草の害毒性に関する教育教養事業を強化しなければならない。

第34条（喫煙場所の管理）

公民は、煙草を定められた場所で吸わなければならない。機関、企業所、団体は、喫煙場所を定め、衛生文化的に管理しなければならない。

第35条（禁煙場所）

喫煙できない場所は、次の通りである。

1. 革命戦跡地、革命史跡地
2. 劇場、映画館、文化会館、会議室、駅待合室等の公衆が集合する場所
3. 託児所、幼稚園、学校、病院、診療所、事務室、商店
4. 旅客機、旅客列車、旅客船、地下鉄電車、バス等の旅客運輸手段
5. 歩道及び停留所
6. 火災事故が起こる恐れのある場所

第36条（煙草の害毒性宣伝）

保健機関、出版報道機関及び当該機関は、様々な形式及び方法で煙草の害毒性を広く紹介・宣伝しなければならない。

第六章 煙草の生産、供給、輸出入、喫煙に関する指導・統制

第37条（基本要請）

煙草の生産、供給、輸出入、喫煙に対する指導・統制を強化することは、国家の煙草管理事業を改善強化するための重要な保証である。

国家は、葉煙草生産及び収売、巻き煙草の生産及び供給、煙草の輸出入、喫煙に関する指導・統制を強化する。

第38条（指導機関）

煙草の生産、供給、輸出入、喫煙に関する指導は、内閣の統一的な指導の下で中央軽工業指導機関、中央農業指導機関及び当該機関が行う。

中央軽工業指導機関、中央農業指導機関及び当該機関は、

4. 干潟地法

朝鮮民主主義人民共和国干潟地法

チュチェ94（2005）7月20日 最高人民会議常任委員会政令第1199号として採択

第一章 干潟地法の基本

第1条（干潟地法の使命）

朝鮮民主主義人民共和国干潟地法は、干潟地の調査、開墾及び構造物管理において、制度と秩序を厳格に立てて、国土を広げ、干潟地を効果的に利用することに貢献する。

第2条（干潟地の定義、等級規定原則）

煙草の生産、供給、輸出入及び喫煙に関する指導体系を確立し、その事業を常に把握・指導しなければならない。

第39条（監督・統制）

煙草の生産、供給、輸出入、喫煙に対する監督・統制は、中央軽工業指導機関、中央保健指導機関及び当該監督・統制機関が行う。

中央軽工業指導機関、中央保健指導機関及び当該監督統制機関は、葉煙草の生産及び収売、巻き煙草の生産及び供給、煙草の輸出入、喫煙状況を厳格に監督・統制しなければならない。

第40条（損害補償）

煙草管理をしっかりと行わず、腐敗・変質させた場合には、当該損害を補償させる。

第41条（罰金の適用）

喫煙場所を、衛生文化的に設置せず、又は禁煙場所にて喫煙した場合には、罰金を徴収する。

第42条（没収）

違法行為に利用した煙草生産設備及び煙草並びに不当に得た金銭及び物は、没収する。

第43条（行政的又は刑事的責任）

この法に反して、葉煙草の生産及び収売、巻き煙草の生産及び供給、煙草の輸出入、喫煙において嚴重な結果を起こした機関、企業所、団体の責任ある幹部及び個別的公民には、情状により行政的又は刑事的責任を負わせる。

干潟地は満潮時に海に沈み、引潮時に姿を現す海辺の土地である。

開墾面積の広さ及び重要性によって干潟地を1級、2級、3級に区分する。

第3条（干潟地の利用原則）

朝鮮民主主義人民共和国において、干潟地は国家の所有である。

国家は干潟地を経済発展と人民生活向上に効果的に利用できるようにする。

第4条（干潟地の調査原則）

干潟地の調査を行うことはそれを開墾して利用するにあたって必要不可欠である。

国家は干潟地の調査を計画的に行えるようにする。

第5条（干潟地の開墾原則）

干潟地の開墾は国の万年大計のための大自然改造事業である。

国家は国土建設総計画に基づいて干潟地を開墾するようにする。

第6条（干潟地の構造物関連原則）

干潟地の構造物管理を正しく行うことは開墾した干潟地を保護し、生産を正常化するための基本となる。

国家は干潟地の構造物管理体系を立てて、その特性に合わせて管理するようにする。

第7条（物質技術的土台強化原則）

国家は干潟地部門の物質技術的土台を強化して現代化、科学化する。

第8条（科学研究および技術者、専門家養成原則）

国家は干潟地部門に対する科学研究事業を強化し、必要な技術者、専門家を育成する。

第9条（交流と協力強化原則）

国家は干潟地部門事業において、他国、国際機構との交流と協力を発展させる。

第二章 干潟地の調査

第10条（干潟地調査の必要性）

干潟地の調査は干潟地の形成及び特性を把握して開墾及び利用の対策を立てるための重要な事業である。

干潟地の調査機関は干潟地調査を科学技術的に行わなければならない。

第11条（干潟地の調査機関）

干潟地の調査には干潟地の開墾及び利用のための調査、科学研究のための調査等が含まれる。

干潟地の開墾及び利用のための調査は干潟地設計機関

が、科学研究のための調査は当該科学研究機関が行う。

第12条（干潟地調査区分）

干潟地の調査機関は、調査計画によって干潟地を調査しなければならない。

干潟地の調査は調査内容により、自然地理学的調査、地質学的調査、生物学的調査、海洋気象学的調査及び水文学的調査に区分する。

第13条（干潟地の調査方法）

干潟地の調査機関は航空撮影等の先進調査方法を積極的に導入して干潟地の調査速度と科学性を高め、開墾及び利用できる干潟地を積極的に探し、防潮堤の法線と排水閘門をはじめとする干潟地構造物の建設位置を正確に調査しなければならない。

第14条（干潟地調査における協同、調査資料の提出）

干潟地の調査機関は干潟地の調査においてお互い協同して正確かつ具体的な資料を確定しなければならない。確定した干潟地の調査資料は干潟地建設指導機関と当該機関に提出しなければならない。

第三章 干潟地の開墾

第15条（干潟地開墾計画の執行）

干潟地開墾をしっかりと行うことは、干潟地の利用率を高めるための基本となる。

当該機関、企業所、団体は示達を受けた干潟地の開墾計画を正確に執行しなければならない。

第16条（干潟地開墾において守るべき事項）

干潟地の開墾において守らなければならない事項は次の通りである。

- 1．農耕地として利用することを基本に、葦原、塩田、漁場、養殖場、潮力発電所及び海貯水池、洪水調節地、産業敷地、住宅敷地、船待避地のように、総合的に利用できるようにしなければならない。
- 2．国防上の要求と環境保護の見地から行わなければならない。
- 3．自然地理的条件がよくて早期に開墾できる地帯から先に開墾し、砂が多く、水深が深い干潟地には底泥浚渫のための堤防建設を先行させなければならない。
- 4．碎石場、部材生産基地、埠頭、鉄道、送配電線、道路建設等の準備建設を先行させなければならない。

5．構造物を強い高潮にも耐えられるように建設しなければならない。

6．労力、設備及び資材を集中して投資の効果を高めなければならない。

7．開墾した干潟地を早期に利用できるようにしなければならない。

第17条（干潟地の開墾計画作成）

干潟地の開墾計画は国家計画機関が作成する。
国家計画機関は、国土建設総計画及び干潟地開墾設計に基づいて、開墾計画を作成しなければならない。

第18条（干潟地開墾技術の課題、技術設計作成）

干潟地の開墾技術課題は、建設主機関が、技術設計は干潟地設計機関が作成する。

必要に応じて当該機関も干潟地の開墾技術課題及び技術設計を作成できる。この場合、干潟地設計機関と合意しなければならない。

干潟地の開墾技術課題は国家計画機関が、技術設計は国家建設監督機関が審議・批准する。

第19条（干潟地開墾の区分）

干潟地の開墾は外部網建設と内部網建設に分けられる。

外部網建設には防潮堤建設と堤の仕上げ工事、配水門建設が、内部網建設には堤防建設、田畑の整理、道路、水路、住宅建設等が含まれる。

第二十条（干潟地開墾の担当者）

干潟地の外部網建設及び内部網の河川堤防並びに調整池堤防建設は、干潟地建設企業所が、その他の内部網建設は、内部網建設企業所及び干潟地を利用する機関、企業所、団体が行う。この場合、国土環境保護機関及び当該機関の承認を受けなければならない。

第21条（干潟地開墾の順序）

干潟地を開墾する機関、企業所、団体は外部網建設を確固として先行させ、閉め切った干潟地を利用するための内部網建設をその後に行わなければならない。

第22条（干潟地開墾における協力）

干潟地を開墾する機関、企業所、団体は、外部網建設及び内部網建設において協力しなければならない。

干潟地開墾にあたってお互い被害を与え、又は難関を造成したりする行為を行ってはならない。

第23条（干潟地開墾設計の遵守）

干潟地を開墾する機関、企業所、団体は設計の要求を守りつつ、先進工法を積極的に創案・導入して建設物の質を高め、完工の期日を保障しなければならない。

設計に反映されなかった対象は建設できない。

第24条（干潟地の外部網建設方法）

干潟地を開墾する機関、企業所、団体は外部網建設において防潮堤をコンクリート、石、アスファルト等の材料で被覆し、排水門及び排開門、防潮堤の海水面変動部分及び水中部分の建設には国家が指定した資材だけを使用しなければならない。

外部網建設は箱型部材工法、板部材工法、コンクリート重量部材工法等の方法で行わなければならない。

第25条（干潟地の内部網建設方法、施設配置）

干潟地を開墾する機関、企業所、団体は、内部網建設を陸地と繋がる高い地帯から低い地帯へと行い、農業用田畑を一定の規格に作り、それにあわせて道路、水路を建設しなければならない。

葦原、塩田、養魚場、養殖場は技術工学的要求と管理運営に有利に区画を形成し、お互い異なる対象に被害を与えないように配置しなければならない。

第26条（防風林の造成）

干潟地を開墾する機関、企業所、団体は開墾した干潟地に防風林を造成しなければならない。

道路並びに住宅地及び養魚場、塩田等の生産基地の周辺には木を植えなければならない。

第27条（施設建設の担当者）

開墾した干潟地の利用のための住宅、上下水道、住宅地までの道路建設は当該道・市・郡人民委員会が、電気・通信施設の建設は当該機関が行う。

第28条（開墾した干潟地の竣工検査）

外部網と内部網の建設が終わり次第に竣工検査を受ける。竣工検査にて合格した干潟地は利用する機関、企業所、団体に引き渡す。

第29条（開墾した干潟地の登録）

竣工検査にて合格した干潟地を引き渡された機関、企業所、団体は、外部網と内部網を適時に登録しなければならない。登録は国土環境保護機関と当該機関にて行う。

第30条（登録した干潟地の利用）

当該機関、企業所、団体は、登録した干潟地を適時に穀物生産、葦生産、塩生産、養魚等に利用しなければならない。農業指導機関及び当該機関、企業所、団体は、先進科学技術を積極的に導入して、開墾された農地の塩分を早期に抜かなければならない。

第四章 干潟地構造物の管理

第31条（干潟地構造物管理の要求）

干潟地構造物の管理は、防潮堤等の構造物を正常に補修し、保護する重要な事業である。

干潟地の構造物を管理する機関、企業所、団体は、それを科学技術的に管理しなければならない。

第32条（竣工検査前の干潟地構造物の管理）

干潟地建設指導機関は、開墾した干潟地に建設した構造物の管理のために、干潟地構造物管理所を組織しなければならない。

干潟地建設指導機関は干潟地外部網の竣工検査が終わるまで構造物の管理に対して責任を負う。

第33条（竣工検査後の干潟地構造物の管理）

干潟地建設指導機関は、干潟地外部網の竣工検査が終われば、干潟地を利用する機関、企業所、団体へと干潟地構造物管理所を移管しなければならない。この場合、干潟地構造物の管理に対する責任は当該機関、企業所、団体が負う。

第34条（干潟地構造物の被害対策）

当該機関、企業所、団体は干潟地の構造物保護に必要な砕石、部材等の補修資材を確保しておかなければならない。発生した自然災害を、適時に復旧しなければならない。

第35条（干潟地構造物の補修）

当該機関、企業所、団体は、干潟地構造物を正常に補修する。

干潟地構造物の補修は、大補修、中補修、小補修に分けて行う。

第36条（干潟地堤防保護区域の設定）

国家は干潟地の堤防を保護するために、干潟地堤防軸線から堤防の内側と外側の一定区間を干潟地堤防保護区域とする。

干潟地堤防保護区域を定める事業は、内閣が行う。

第37条（干潟地堤防保護区域における禁止事項）

機関、企業所、団体及び公民は干潟地堤防保護区域内で施設物を建設する等の行為を行ってはならない。

埠頭施設がない堤防では、船を停泊させることはできない。

第38条（干潟地堤防の管理）

干潟地堤防、河川堤防及び調整池堤防に、農作物を植え、又は家畜を放牧することはできない。

機関、企業所、団体及び公民は、干潟地堤防、河川堤防、調整池堤防の内側に造成した防風林を切ってはならない。

第39条（群衆的な干潟地堤防の保護）

公民は、干潟地の構造物に異常が確認され、又は構造物保護に障害を与える行為を発見した場合、直ちに当該機関、企業所、団体に知らせなければならない。

当該機関、企業所、団体は受けた通報の内容を適時に調査し、保護措置を取らなければならない。

第五章 干潟地事業に対する指導統制

第40条（干潟地事業に対する指導統制の要求）

干潟地事業に対する指導統制を強化することは、国家の干潟地開墾政策を実現するための重要な保証である。

国家は干潟地事業に対する統一した指導体系を立てて、指導・統制を強化する。

第41条（干潟地事業に対する指導機関）

干潟地事業に対する指導は、内閣の統一された指導の下で、干潟地建設指導機関、中央農業指導機関及び当該機関が行う。

干潟地建設指導機関、中央農業指導機関及び当該機関は、干潟地事業を正常に把握し、指導しなければならない。

第42条（労力、設備、資材及び資金の保障）

国家計画機関と当該機関は、干潟地開墾に必要な労力、設備、資材及び資金を決められた期間内に集中的に保障しなければならない。

干潟地部門の労力、設備、資材及び資金は他の部門に転用することができない。

第43条（開墾期間における干潟地の利用）

干潟地建設指導機関は、干潟地の開墾機関に必要な設備、

資材、資金を用意するために、干潟地の一部を利用できる。
この場合、当該建設主機関と合意しなければならない。

第44条（干潟地事業に対する監督統制機関）

干潟地事業に対する監督統制は、干潟地建設指導機関、農業指導機関、国土環境保護指導機関及び当該監督統制機関が行う。

干潟地建設指導機関、農業指導機関、国土環境保護指導機関及び当該監督統制機関は、干潟地事業を正常に監督・統制しなければならない。

第45条（干潟地開墾、利用の中止）

干潟地の開墾・利用を中止させる場合は次のとおりである。

- 1．干潟地開墾計画に違反した場合
- 2．干潟地開墾を、設計と工法の要求に通りに行わなかつ

5．火薬類取扱法

朝鮮民主主義人民共和国火薬類取扱法

チュチェ94（2005）年11月9日最高人民会議常任委員会政令第1366号として採択

第一章 火薬類取扱法の基本

第1条（火薬類取扱法の使命）

朝鮮民主主義人民共和国火薬類取扱法は、火薬類の生産及び保管、供給及び運搬、使用における制度と秩序を厳格に立てて、火薬類取扱に安全性を保障することに貢献する。

第2条（火薬類の種類、取扱資格）

火薬類には、火薬、爆薬、火工品等が属する。

火薬類の取扱には、当該資格を持つ者に限る。

第3条（火薬類の生産、保管の原則）

火薬類の生産と保管をしっかりと行うことは、火薬類取扱において提起される先決的要求である。

国家は、火薬類を定められた規格通りに生産し、定められた場所にも保管させる。

第4条（火薬類の供給、運搬の原則）

火薬類を計画に従って供給し、定められた秩序通りに運搬することは、火薬類の濫用及び紛失並びにそれによる事故を防ぐための重要な保証である。

国家は、火薬類を計画された単位のみ供給し、運搬に

た場合

- 3．承認なく干潟地を開墾し、又は利用する場合
- 4．干潟地開墾設計にない対象を建設した場合

第46条（損害補償）

干潟地の構造物干潟地の構造物を破損させ、若しくは開墾した干潟地を流失させ、又は計画された労力、設備、資材、資金を決められた期間内に集中的に保障できず、既に行われていた投資に損害を与える等の場合には、当該損害を補償させる。

第47条（行政的又は刑事的責任）

この法に違反して、干潟地事業に嚴重な結果を起こした機関、企業所、団体の責任ある幹部と個別的公民には、情状により行政的又は刑事的責任を負わせる。

おける安全技術的要求を守る。

第5条（火薬類の使用原則）

火薬類は、生産と建設の重要手段である。

国家は、火薬類使用秩序を確立し、当該用途にのみ使用させる。

第6条（火薬類取扱部門に対する投資原則）

国家は、火薬類取扱部門に対する投資を増やし、その物質技術的土台をしっかりと築くことに全力を尽くす。

第7条（適用対象）

本法は、火薬類を取り扱う機関、企業所、団体及び公民に適用する。

わが国で火薬類を取り扱う外国の企業、公民にも本法を適用する。

第二章 火薬類の生産と保管

第8条（火薬類生産と保管の基本要要求）

火薬類の生産及び保管は火薬類取扱事業の重要な内容である。

国家計画機関、中央化学工業指導機関及び当該機関、企業所は、火薬類に対する需要を正確に打算して、生産計画を立て、科学技術的要求に従って生産、保管しなければならない。

公民は、火薬類を保管することができない。

第9条（火薬類の生産機関）

火薬類の生産は、許可を受けた企業所が行う。

生産許可は、中央人民保安指導機関が行う。

第10条（火薬類生産施設の承認と検査）

火薬類の生産施設を建設、設置、移設又は変更しようとする企業所は、国家建設監督機関及び当該人民保安機関の承認を受けなければならない。

国家建設監督機関及び当該人民保安機関は、火薬類生産施設に対する検査を厳格に行わなければならない。

第11条（新しい種類の火薬類生産）

機関、企業所は、新しい種類の火薬類を生産し、又は研究実験若しくは新しい生産方法を導入する場合、中央人民保安指導機関の承認を受けなければならない。

第12条（火薬類の規格）

火薬類を生産する企業所は、定められた規格通りに生産しなければならない。

火薬類の規格を定める事業は、中央規格指導機関が行う。

第13条（技術規定と標準操作法の遵守）

火薬類を生産する企業所は、製品検査設備安全度を保障し、性能実験設備を備え、生産における技術規定及び標準操作法を遵守しなければならない。

第14条（火薬類の包装）

火薬類を生産する企業所は、火薬類の包装を定められた規格通りに行わなければならない。

包装容器には、当該人民保安機関が合意した明細書がなくてはならず、危険標識を施さなければならない。

第15条（生産した火薬類の移管）

火薬類を生産する企業所は、生産した火薬類を正確に検数し、火薬類供給機関に引き渡さなければならない。この場合、定められた手続を守らなければならない。

第16条（火薬類生産廃棄物の処理）

火薬類を生産する企業所は、廃棄物処理場及び廃水浄化場を備えなければならない。

廃棄物は、当該人民保安機関と合意して処理しなければならない。

第17条（労働保護、労働安全対策）

火薬類を生産する企業所及び当該機関は、生産工程を科学化、現代化し、労働保護、労働安全対策を立てなければならない。

労働保護、労働安全対策を立てずに、火薬類生産を行うことができない。

第18条（火薬類の保管倉庫建設）

火薬類を取り扱う機関、企業所、団体は、爆薬倉庫、火工品倉庫を建設、拡張する場合に、安全技術的要求を守らなければならない。この場合、人民保安機関及び当該機関の承認を受けなければならない。

火薬類の保管倉庫は、住民地域、建物、施設物から該当する安全距離を確保しなければならない。

第19条（火薬類の保管）

当該機関、企業所、団体は、火薬類を種類、特性及び安全性に合わせて保管管理し、保管料と期日を越えることができない。

火薬類保管倉庫には、他の物を保管することができない。

第20条（火薬類の入出庫、実査）

火薬類を保管する機関、企業所、団体は、火薬類の入出庫を、正確に行わなければならない。

入出庫状況は、当該人民保安機関に報告し、保管した火薬類を定期的の実査しなければならない。

第21条（火薬類生産、保管施設の補修整備）

火薬類を生産、保管する機関、企業所、団体は、生産、保管施設を定期的に補修整備しなければならない。

当該人民保安機関の定期検査を受けない生産、保管施設は使用することができない。

第22条（火薬類保管倉庫の警備）

火薬類を保管する機関、企業所、団体は、火薬類保管倉庫に武装警備人員を配置しなければならない。

一日火薬類保管倉庫には、交替倉庫員を配置しなければならない。

第23条（火薬類生産、保管施設の立入秩序）

火薬類を生産、保管する機関、企業所、団体の現場、倉庫等には、所定の人員に限り立ち入ることができる。

必要に応じて火薬類を生産、保管する機関、企業所、団体の現場、倉庫等の場所に、それ以外の人立ち入る場合、当該人民保安機関の合意を受ける。

火薬類の生産、保管場所には、安全に支障を与える恐れのある物を所持したまま立ち入ることができない。

第24条（危険作業の禁止）

機関、企業所、団体及び公民は、火薬類の生産、保管施設の安全距離内で、発破、野焼き、溶接等、爆発を起こす恐れのある作業を行い、又はタバコを吸う行為を行ってはならない。

第25条（爆風被害圏内の建設禁止）

火薬類の生産、保管施設の爆風被害圏内では、他の建物、施設物を建設し、又は設置することができない。

国土環境保護機関及び国家建設監督機関は、爆風被害圏内に建設位置指定書及び建設明示書を提供してはならない。

第三章 火薬類の供給と運搬

第26条（火薬類供給及び運搬の基本要求）

火薬類の供給及び運搬は、火薬類を供給計画に従って、当該機関、企業所、団体に運搬する重要な事業である。

火薬類供給機関と当該機関、企業所、団体は、火薬類を計画通りに供給し、火薬類の運搬秩序を厳格に守らなければならない。

第27条（火薬類供給計画の作成）

国家計画機関、中央化学工業指導機関、火薬類供給機関及び当該機関、企業所は、火薬類供給計画を生産量、需要及び消費量並びに作業対象及び条件等を正確に計算して立てなければならない。

第28条（火薬類の供給機関）

火薬類の供給は、火薬類供給機関が行う。

火薬類供給機関は、火薬類を当該機関、企業所、団体の生産技術的特性及び現場条件に合った規格で供給しなければならない。

火薬類供給機関は、火薬類の原単位消費基準、在庫量等を常に把握しなければならない。

第29条（火薬類の供給場所）

火薬類の供給は、火薬類保管場所にて行う。

火薬類の供給を受けようとする機関、企業所、団体は、必要な文書を当該供給機関に提出しなければならない。

第30条（火薬類の運搬許可）

火薬類を運搬しようとする機関、企業所、団体は、当該人民保安機関の許可を得なければならない。

火薬類運搬は定められた人員が行う。

第31条（火薬類の運搬手段）

火薬類の運搬は、供給機関から火薬類保管倉庫までは定められた列車、貨物車、荷物バスで、火薬類保管倉庫から一日火薬類保管倉庫までは、電車、ウインチ、ゴムタイヤ牛車、自転車で行う。

一日火薬類保管倉庫から発破作業現場への火薬類運搬は、火薬背囊、火薬箱を用いる。

第32条（火薬類の運搬手段検査）

火薬類を運搬しようとする機関、企業所、団体は、運搬手段及び荷物箱について当該人民保安機関の検査を受けなければならない。

運搬手段と荷物箱には消火機材を備えて、危険標識を付けなければならない。

第33条（火薬類の荷揚げ）

火薬類を列車、自動車で運搬する機関、企業所、団体は、火薬、爆薬、雷管及び導爆線を別々に積まなければならない。但し、雷管、導火線及び樹脂管導爆線は一緒に積むことができる。

積載定量を超えて火薬類を積載することはできない。

第34条（火薬類運搬車の乗車禁止）

火薬類を積んだ運輸手段には、運搬人員以外の他の人員をのせ、又は他の荷物を積むことができない。

火薬類を運搬する公民は、火薬類を積んだ運輸手段において、火を扱う行為を行い、又は喫煙してはならない。

第35条（火薬類の運搬期日と道路）

機関、企業所、団体は、火薬類の運搬を定めた期日に当該道路にて行わなければならない。

鉄道運輸機関は、火薬類を積んだ貨車が目的地まで定められた時間に安全に到着できるように組織しなければならない。

第36条（火薬類運搬車の停車、駐車秩序）

火薬類を積んだ運輸手段は、住民地域、都市道路にて駐車することができない。

やむを得ない事情で住民地域、都市道路にて駐車する場合、当該人民保安機関の承認を受けて警備を行わなければならない。

第四章 火薬類の使用

第37条（火薬類使用の基本要件）

火薬類の使用を正しく行うことは、その効果を高め、安全を保証するための重要な方法である。

火薬類を使用する機関、企業所、団体は、火薬類を当該用途に限ってのみ使用しなければならない。

第38条（火薬類の使用許可）

火薬類を使用しようとする機関、企業所、団体は、当該人民保安機関の使用許可を得なければならない。

当該人民保安機関は、火薬類の使用場所及び周辺の安全性を正確に調査して使用許可を出さなければならない。

第39条（火薬類使用時、備えなければならない機材）

当該機関、企業所、団体は、火薬類の使用に必要な照明機材、信号機材、発破機材等を備えなければならない。

第40条（火薬類の使用場所）

当該機関、企業所、団体は、火薬類を承認された場所で、定められた秩序に従って使用しなければならない。

残った火薬類は、火薬類保管倉庫に入庫しなければならない。

第41条（火薬類を原料とする製品生産秩序）

火薬類を原料として製品を生産する機関、企業所、団体は、火薬類の使用に対して、当該人民保安機関の定期的な検査と承認を受けなければならない。

第42条（発破作業時の安全対策）

発破作業を行おうとする機関、企業所、団体は、当該地域にて人命、財産及び環境に被害を与えないように安全対策を立てなければならない。

発破作業は、発破設計指令書通りに行う。

第43条（発破台の組織）

当該機関、企業所、団体は、発破を専門とする発破台を組

織しなければならない。

発破台を組織しなかった機関、企業所、団体は、専任発破工又は兼任発破工を置かななければならない。

第44条（大発破時の安全措置）

大規模の発破を組織する機関、企業所、団体は、危険地域内の機関、企業所、団体及び公民に発破時間、信号、待避場所を知らせ、必要な安全措置を取らなければならない。

大規模の発破は電気発破で、昼間に行い、当該人民保安機関の合意を得なければならない。

第45条（発破秩序）

発破は、発破工が行う。

発破工は、制定基準を超えて導火線に火をつけてはならない。

制定基準より多い導火線に火をつける場合、束ねて発破する方法を用い、又は複数の発破工が行わなければならない。

第46条（坑内での発破）

坑内にて発破する機関、企業所、団体は、発破ガス中和剤を使用しなければならない。

ガス又は爆発性炭塵のある坑内では、定められた爆薬を使用し、電気発破を用いなければならない。

有毒性ガスが発生する爆薬は、坑内で使用することができない。

第47条（火薬類の輸出入）

火薬類を輸出、輸入しようとする機関、企業所、団体は、中央人民保安指導機関の合意を得なければならない。

第五章 火薬類取扱事業に対する指導統制

第48条（火薬類取扱事業に対する指導統制の基本要件）

火薬類取扱事業に対する指導統制を強化することは、火薬類取扱秩序を確立するための基本となる。

国家は、火薬類取扱事業に対する指導と統制を強化するようにする。

第49条（火薬類取扱事業に対する指導）

火薬類取扱事業に対する指導は、内閣の統一的指導の下で中央化学工業指導機関及び当該機関が行う。

中央化学工業指導機関及び当該機関は、火薬類取扱事業を常に掌握し、指導しなければならない。

第50条（火薬類取扱機関の義務）

火薬類を取り扱う機関、企業所、団体は、火薬類取扱において技術規定及び標準操作法の要求を厳格に遵守しなければならない。

火薬類取扱にて提起される問題は、適時に当該人民保安機関に通報しなければならない。

第51条（火薬類取扱幹部の養成、安全教養）

当該機関、企業所、団体は、火薬類取扱幹部を計画的に養成し、彼らの専門技術水準を高め「事故防止対策月間」及び「事故防止対策の日」に火薬類取扱と関連した安全教育を強化しなければならない。

人民保安機関は、四半期毎に火薬類取扱状況を総括しなければならない。

第52条（労力、設備、資材、資金の保障）

国家計画機関、労働行政機関、資材供給機関及び財政銀行機関は火薬類取扱事業に必要な労力、設備、資材、資金を適時に保障しなければならない。

火薬類取扱部門の労欲、設備、資材、資金は他に転用することはできない。

第53条（不法行為の禁止、申告）

機関、企業所、団体及び公民は、不法に火薬類を所持し、若しくは売買し、又は輸出入、交換等の行為を行ってはならない。

発見した不法行為は、直ちに当該機関に申告しなければならない。

第54条（手数料の支払い）

当該機関、企業所、団体は、火薬類取扱許可手数料を支払わなければならない。

手数料を定める事業は、中央財政指導機関が行う。

第55条（火薬類取扱事業に対する監督統制）

火薬類取扱事業に対する監督統制は、人民保安機関が行う。

人民保安機関は、火薬類の生産及び保管、供給及び運搬並びに使用秩序の遵守状況を厳格に監督統制しなければならない。

第56条（原状復旧、損害補償）

火薬類の取扱いにおいて、安全対策を立てずに財産上被害を与えた場合、原状復旧をさせ、又は当該損害を補償させる。

第57条（中止）

火薬類の取扱を中止させる場合は、次の通りである。

1. 設計を合意を得ずに、火薬類の生産、保管施設、設備を建設・政策した場合又は当該施設に対する竣工検査を受けなかった場合
2. 不備のある生産施設で火薬類を生産し、労働保護、労働安全対策を立てずに危険を発生させた場合
3. 火薬類の取扱施設に対する定期検査を受けず、又は保管施設が不備な場合
4. 規格に合わない火薬類を生産した場合
5. 発破作業秩序に違反した場合
6. 使用許可を得ずに火薬類を使用した場合

第58条（罰金）

品質検査をしなかった火薬類を供給し、又は運搬、保管、入出庫、使用秩序に違反し、又は火薬類の質を落とした場合には、罰金を徴収する。

第59条（没収）

火薬類を没収する場合は、次の通りである。

1. 許可を得ずに火薬類を生産、保管、運搬、使用した場合
2. 供給計画にない火薬類を供給した場合
3. 用途に合わない火薬類を使用した場合
4. 保管倉庫外に火薬類を保管した場合
5. 公民が火薬類を所持していた場合
6. 保管能力を超えて火薬類を保管した場合

第60条（行政的または刑事的責任）

本法に違反して、火薬類取扱事業に重大な結果を引き起こした機関、企業所、団体の責任ある幹部と個別的公民には、情状によって行政的又は刑事的責任を負わせる。

6. 公務員資格判定法

朝鮮民主主義人民共和国公務員資格判定法

チュチェ94(2005)年11月23日 最高人民会議常任委員会政令第1297号として採択

第1条(公務員資格判定法の使命)

朝鮮民主主義人民共和国公務員資格判定法は、公務員資格判定において制度と秩序を厳格に立てて、公務員の資格を正確に評価し、彼らの水準を高めることに貢献する。

第2条(公務員資格判定の義務的参加原則)

公務員は、国家機関にて一定な行政的義務と権限を持って働く幹部である。

国家は、全ての公務員が資格判定に参加するように義務付ける。

第3条(公務員資格判定における客観性、公正性の保障原則)

国家は公務員資格判定における客観性と公正性を保障する。

第4条(公務員資格判定の基準)

公務員資格判定の基準は次の通りである。

1. 国家の政策と当該部門の法規を正確に理解しているか
2. 当該部門の専門知識があるか
3. 事業組織指揮能力があるか
4. 事業実績があるか
5. 遵法の気風が確立しているのか
6. 高尚な道徳品性を有しているのか

第5条(公務員資格判定の対象)

公務員資格判定の対象は次の通りである。

1. 内閣委員会、省、中央機関の部員以上の幹部
2. 道(直轄市)級機関の部員以上の幹部
3. 市(区域)郡級機関の部員以上の幹部
4. 当該機関の部員以上の幹部

第6条(公務員資格判定の除外対象)

通信教育を受け、又は検定試験を受験している公務員の資格判定は行わない。

男性60歳、女性55歳以上の公務員も資格判定を行わない。

第7条(公務員資格判定委員会の組織)

国家は、公務員資格判定のために、内閣、委員会、省、中

央機関、道(直轄市)、市(区域)、郡人民委員会及び当該機関に、非常設で公務員資格判定委員会を置く。

必要に応じて、委員会、省、中央機関及び当該機関の傘下機関にも、非常設で公務員資格判定委員会を置くことができる。

第8条(公務員資格判定委員会の構成)

公務員資格判定委員会は、委員長、副委員長、委員で構成する。

委員数は5～9名の範囲内で当該機関が決定する。

第9条(公務員資格判定委員会の任務と権限)

公務員資格判定委員会の任務と権限は、次の通りである。

1. 公務員資格判定試験問題を提示する。
2. 判定日付及び場所を定め、30日前に公布する。
3. 公務員資格に対する評価事業を行う。
4. 公務員資格判定と関連して提起される問題を解決する。

第10条(公務員資格級数)

公務員資格級数は1～6級までとする。

公務員資格級数による基準は、公務員資格判定基準に基づいて内閣が定める。

第11条(公務員資格級数判定機関)

1級公務員及び内閣外機関の2級公務員の資格判定は、最高人民会議常任委員会が、内閣傘下機関の2級公務員の資格判定は内閣が、3級、4級、5級、6級公務員の資格判定は当該機関が行う。

第12条(公務員資格判定の周期)

公務員資格判定の周期は3年とする

やむを得ない場合には公務員資格判定周期を5年にできる。

第13条(公務員資格判定期間の設定)

公務員資格判定期間は、判定周期毎に国家的な事業を考慮して、内閣が定める。

第14条(公務員資格級数判定の分類)

公務員資格判定は現状維持級数判定、進級級数判定に分ける。

進級級数判定は、当該機関の推薦を受けた者に限って受けることができる。

第15条（公務員資格判定の試験方法）

公務員資格判定試験は筆記又は口頭の方法で行う。

必要に応じて実技応用の方法を配合することもできる。

第16条（合格できなかった判定結果の処理）

現状維持級数判定に合格できなかった公務員の資格級数は、一級落とす。この場合、下がる級数がない公務員は、6ヶ月以内に再び資格判定を受けることができる。

第17条（公務員資格判定の結果公開）

公務員資格判定委員会は、判定結果を7日以内に公開しなければならない。

第18条（新入公務員の資格判定）

国家機関に新しく入職しようとする公民は、公務員資格判定を受けなければならない。この場合、公務員資格判定は、

別途に用意した手順に基づく。

第19条（公務員資格判定事業に対する指導）

公務員資格判定事業に対する指導は、内閣及び当該機関が行う。

内閣と当該機関は、公務員資格判定事業体系を確立し、公務員資格判定事業を把握・指導しなければならない。

第20条（公務員資格の剥奪）

正当な理由なく、公務員資格判定に参加せず、又は合格できなかった場合には、公務員資格を剥奪する。

第21条（行政的責任）

公務員資格判定を客観的に公正に行わなかった場合、行政的責任を負う。

第22条（公務員資格判定結果に対する異議の提起と処理）

公務員資格判定結果に対して異議がある場合、当該機関の公務員資格判定委員会又は上級機関に提起できる。

公務員資格判定委員会及び上級機関は、提起された異議を検討し、適時に処理しなければならない。